

第97回北但行政事務組合議会（定例会）会議録（第2日）

平成28年10月26日（水）

開議 午前10時

会議に出席した議員（16名）

1番	香美町	橘	秀太郎	2番	香美町	谷口	眞治
3番	新温泉町	池田	宜広	4番	新温泉町	中井	次郎
5番	豊岡市	松井	正志	6番	豊岡市	浅田	徹
7番	豊岡市	井垣	文博	8番	豊岡市	伊藤	仁
9番	香美町	森	利秋	10番	新温泉町	中井	勝
11番	豊岡市	木谷	敏勝	12番	豊岡市	野口	逸敏
13番	豊岡市	広川	善徳	14番	豊岡市	上田	伴子
15番	豊岡市	前野	文孝	16番	豊岡市	青山	憲司

会議に出席しなかった議員（なし）

議事に関係した事務局職員

事務局長 瀧 下 貴 也
書記 有 田 亨
書記 平 澤 剛 太

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	中 貝 宗 治
副管理者（香美町長）	浜 上 勇 人
副管理者（新温泉町長）	岡 本 英 樹
会計管理者（豊岡市会計管理者）	森 田 敏 幸
代表監査委員	多 根 徹
事務局 長	谷 敏 明
総務課 長	河 本 嘉 一
施設整備課 長	澤 田 秀 夫
施設整備課 長 補 佐	榎 本 啓 一
監査委員 事務局 長	藤 本 正 行

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 議案（報告第1号、第13号議案～第16号議案）
 - 一括上程
 - 一般質問
- 第3 議案ごとに質疑・討論・表決

議事順序

1. 開 議
2. 諸般の報告
3. 議案（報告第1号、第13号議案～第16号議案）
 - 一括上程
 - 一般質問
 - 7番 井 垣 文 博 議員
 - 14番 上 田 伴 子 議員
 - 4番 中 井 次 郎 議員
 - 2番 谷 口 眞 治 議員
4. 議案ごとに質疑、討論、表決
5. 閉会宣言
6. 議長あいさつ
7. 管理者あいさつ

開議 午前10時00分

○議長（青山憲司） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。よって、会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 諸般の報告

○議長（青山憲司） まず、日程第1、諸般の報告を行います。

お手元に、運営状況（炉の停止）についてと8月及び9月の月間業務報告書の2件についての資料を配付いたしております。このうち、月間業務報告書につきましては、議員要求資料として請求があったものですが、全議員への配付が望ましいと判断いたしまして、配付いたしております。ご了承を願います。

この際、谷事務局長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 運営状況（炉の停止）についてご報告をさせていただきます。

本日、机上配付させていただきました資料の1ページをごらんいただきたいと思います。運営事業者であります、ほくたんハイトラストより報告のありました資料によりまして説明させていただきます。

10月20日、12時10分に2号炉において爆発的燃焼があり、硫黄酸化物濃度が自主保証値であります28ppmを超過することが予想され、炉を停止いたしました。炉内状況をカメラで監視しておりますので、そのときの状況をごらんいただきたいと思います。

3ページをお開きください。①の12時9分50秒の状況は通常燃焼の平常時になります。これが、1秒後の②ですけれども、9分51秒に爆発的燃焼が見られます。③から⑥までは、1秒ごとに映像を出しておりますけれども、黒煙を上げながら燃え上がっている状況が映っております。⑧は12時11分1秒の状況で、同じ状況が続いております。

1枚おめくりください。⑨から⑯までは1分ごとの状況ですが、同様の燃焼の状況でございます。

1枚おめくりください。大変申しわけありませんけれども、写真番号の16番がダブっていますけれども、ご了承いただきたいと思います。⑯の12時20分1秒時点で、ようやくストーカの燃焼段と後燃焼段の判別ができるようになり、ある程度落ちついた状況になっております。⑳の12時24分では平常時の燃焼状況に戻っている状況でございます。

1ページへお戻りいただきたいと思います。今、写真に写ってございました状況ですけれども、12時12分に硫黄酸化物濃度が23.4ppmとなりまして、自主保証値の28ppmを超過するという予測がなされましたので、12時15分に炉停止の指示が出されております。12時25分には、硫黄酸化物濃度の最大濃度32.3ppmを記録いたしております。一酸化炭素濃度は12時57分が最大で17ppmとなりましたが、一酸化炭素濃度につきましては自主保証値の25ppm以下でございました。このような原因ですけれども、映像をごらんいただきましたように、最初に爆発的燃焼が発生しているために、処理困難物であります缶等に入った油類、廃油でありますとか重油でありますとかタールであります

すとか、そのような系統のものだと思いますけども、そのようなものがまじり込んだという可能性が最も高いものと推測されます。なお、今回のような事情が発生した場合には、排ガス値の上昇が急激に起こることから、運転員での操作によって防止の対策をするというようなことは極めて困難との報告を受けております。

2ページには、2号炉の運転状況の資料を添付させていただいております。炉内ガス温度につきましては、通常は900度前後の状況ですけども、爆発的燃焼が起こったために1,000度にもなっているということです。そのときの硫黄酸化物の瞬時値の最大は100ppm、一酸化炭素も100ppmと、この測定レンジが最大値100ppmということですので、メーターを振り切っているような状況になっているというふうなことです。酸素濃度ですが、通常は4%前後の状態が続いているわけですけども、この爆発的燃焼によって最小0.172%と急激に低下しているというふうな状況になっております。

6ページをお開きください。このような状況が起こった対応ですけども、2号炉については、23日に炉を停止して炉内の冷却が完了しました。23日に炉内の点検を実施し、異常がないことを確認した後、23日午後より立ち上げを開始し、24日の午前中から焼却を開始しているということで、幸いにも炉内に異常は見受けられなかったというふうなことでございます。

今後の組合の対応ですけども、運転員による再発防止が困難ということですので、そのような処理困難物が搬入されることを阻止する対策を講じなければならないということで、許可業者等への指導を構成市町へ依頼すること、クリーンパーク北但に搬入してくる車両、特に許可業者等になりますけども、チラシでこのような防止対策を講じること、また、持ってこられたごみを検査するというので、展開検査を実施するというふうなことでやっていきたいというふうに考えております。万が一、不適物が展開検査によって発見された場合につきましては、条例規則に基づき、指導、警告、搬入禁止等の措置をとらせていただきたいというふうに考えております。

以上、報告させていただきます。

○議長（青山憲司） ただいま、運営状況（炉の停止）についての報告を受けました。

この際、報告のありました本件に対し質問を受けたいと思いますが、ただし、諸般の報告の中での質問と説明になりますので、簡潔にお願いをしたいと存じます。どなたか質問ございませんか。

4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 内容は読ませていただきましたけども、これ地区のほうにはどういう対応をなさったんでしょうか、それを聞かせてください、それだけを。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 20日の12時10分にこのような事象が起こりましたので、すぐさま炉の停止ということで、両区の区長さんに通知を、伝達をさせていただきました。このような結果につきましては、区民へお知らせするというふうなことで、チラシを21日付でつくらせていただいております。いただいたもの、あるいは回覧をいただいたものというふうに理解をしております。

○議長（青山憲司） そのほかございませんか。

9番森利秋議員。

○森 利秋議員 今の説明の中で、6ページの組合の対応、3のごみの展開検査を実施するとあるんですが、これの中身について。現行でも展開検査するところはあると思うんですけども、もう少し詳しく、じゃあ、これ全部今後、個人で持ち込まれるだとかいうことも全てされるのか、そこら辺もひっくるめてもう少しちょっと詳しく説明をお願いしたいと思いますし、これ大変な作業になるんじゃないかというふうにも思うんですが、そこらもひっくるめてちょっと詳細に説明をお願いしたいと思います。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 通常時、直接搬入のごみ、200台程度は平均的に入っておりますので、多い曜日、月曜日、金曜日等ございますので、中の火、水、木あたりの中で実施をするということで、全量を実施するのではなくて、許可業者の何台目にやるとか、特定の業者を指定してやるということとはなかなかしにくいと思いますので、何台目の車両を対象にやるというふうなことで、午前、午後1回ずつ程度ぐらいをやるというふうなことを考えております。

○議長（青山憲司） そのほかありませんか。

（質疑なし）

○議長（青山憲司） ないようですので、質問を打ち切りたいと思います。

次に、本日の議事運営について、議会運営委員長の報告を求めます。

11番木谷敏勝議員。

○議会運営委員会委員長（木谷敏勝） おはようございます。本日の議事運営についてご報告いたします。

本日は、この後、当局提出議案を上程し、組合の一般事務に関する質問を、あらかじめ質問通告のありました議員から行います。

質問通告のありました議員は4名で、お手元に配付しております議事順序に記載した順序で行いますが、発言内容は、通告された趣旨を逸脱しないよう、また、極力重複を避け、簡潔に行っていただくとともに、当局答弁におかれましても、質問の趣旨を的確に把握されて適切簡明になされるよう要望しておきます。

質問終局の後、議案の質疑、討論、表決を行い、今期定例会を閉会することといたしております。

以上、本日の議事運営について、よろしくご協力をお願いいたします。以上です。

○議長（青山憲司） 以上、ご報告のとおりご了承を願います。

日程第2 報告第1号、第13号議案～第16号議案（専決処分したものの承認を求めることについて外4件）

○議長（青山憲司） 続いて、日程第2、報告第1号ないし第16号議案、専決処分したものの承認を求めることについて外4件を一括議題といたします。

これより、会議規則第61条の規定に基づく組合の一般事務に関する質問を許可いたします。

発言は、通告順に基づき順次議長より指名いたしますので、質問席にて質問をお願いいたします。

まず最初に、7番井垣文博議員。

○井垣文博議員 おはようございます。7番、井垣文博でございます。質問の直前になってから運営状況、炉の停止という報告がありましたので、それをどんな形に私の質問の中でのかなということと少し迷っておりますが、再質問の中で、関連するという事の中で少し触れさせていただけたらというふうに思っております。

豊岡市内の田んぼは稲刈りも終わり、その田んぼで餌を探すコウノトリの姿が見られます。懐かしい風景でありながら、この風景は、実は私たちが新たにつくり出してきた大きな挑戦のたまものであり、自然との共存共生や環境保全の取り組みの結果もたらされた私たちの豊かな大地の姿であります。最近竹野でもコウノトリの飛来が多くなっています。コウノトリが竹野の人たちに何らかのメッセージを発しているものと思います。

8月から正式運用が始まった北但ごみ処理施設クリーンパーク北但も、また、循環型社会の実現に向け、ごみの排出抑制や減量化、資源化及び適切な処理、処分を計画的に推進していくとされています。あわせて、この施設は、人が集まり、自然と環境について学ぶことができる環境啓発機能も兼ね備えた施設となっており、その役割も大いに期待されるところであります。平成14年3月、北但地域ごみ・汚泥処理基本計画が策定されて以来、北但地域の長年の懸案であった広域ごみ処理施設が地元森本区、坊岡区の皆様の大変重い選択の中から施設の建設を受け入れていただき、また、その建設工事に当たっても格別のご理解とご協力をいただく中で施設が完成し、稼働が始まりました。今後20年間、クリーンパーク北但が森本区、坊岡区の皆さんとともにあって地域の活性化に大きく貢献することを心から願うものであります。今議会は施設稼働後、最初の議会でありますので、施設の今後について、これまでの質問なども踏まえながら、森本区、坊岡区とどう向き合いながら施設の役割を果たしていくのかを中心に質問いたします。

まず最初の質問は、施設と地元との関係についてであります。

平成13年4月、北但地域ごみ・汚泥処理施設推進協議会が設立され、翌14年3月に北但地域ごみ・汚泥処理基本計画が策定されて以来、15年の長きにわたり施設建設への取り組みがなされてきたところであります。この間には、建設候補地の変更など大変な課題を克服しながら、ここ森本区、坊岡区の皆さんの格別のご理解とご協力により、このたびの施設の完成となりました。今日に至るまで地元の皆さんのさまざまな思いや苦悩、ご苦勞は大変なものであったと推察いたします。そのご苦勞に対し、心からの敬意と感謝を申し上げます。

そこで、お聞きいたします。そうした地元の皆さんのさまざまな思いの中で完成したクリーンパーク北但が地元の皆さんにどのような思いの中で迎えられているのか、果たして施設と地元がよい関係を築きながら施設が完成し、運営がスタートしているのか、当局の思いをお聞きいたします。

次は、良好な関係構築についてお聞きします。

施設は、今後20年間にわたり安全・安心な施設として、また、住民から信頼される施設として、また、環境啓発機能を兼ね備えた施設として運用されていくこととなります。そうしたとき施設と地元の良好な関係は、むしろこれまで以上に大切なものとなってまいります。そのために、これまでの取り組みも踏まえ、今後さらにどのような対応の中で地元との良好な関係を築こうとしていこ

うと考えているのか、お聞きいたします。

次は、地域振興計画の進捗についてお聞きします。

地元との信頼関係を構築する上で必要なものとして、地域振興計画に盛り込まれた事業の着実な実施が上げられます。この計画は、施設が稼働するまでに実施されることが基本と理解していますが、現在の進捗状況はどのようになっているか、お聞きします。あわせて、この計画は、今後どのような取り扱いとなっていくか、お聞きいたします。

2つ目の質問は、環境のモニタリングについてであります。

運営協定の第5条で、施設の運営に伴う公害の発生防止及び周辺環境の保全に資するため環境のモニタリングを行うとなっております。試験運転が始まった4月以降、今日まで、どの項目のモニタリングが行われ、その結果がどうであったのか、お聞きいたします。

次は、排ガスが自主保証値を超えた件についてお聞きいたします。

これまでの当局の説明では、水銀濃度の上昇が2回、一酸化炭素の上昇が2回あり、その4回のうち3回、炉の停止がなされたとなっております。施設の運営に当たり公害の発生防止は何よりも万全を期さなければならない事柄であります。そんな中での今回の事態は大変残念であります。当局は、今回の排ガスの上昇と、その際の対応についてどのように分析しているのか、また、そのような事態を二度と起こさないための対策をどのように講じているのか、お聞きいたします。

最後の質問は、環境啓発についてであります。

この施設の大きな特徴は、施設周辺の自然と触れ合える場を提供し、周辺地域の皆さんと育てていくことで豊かな自然と命の大切さを学ぶ場を提供しているところにあります。この機能を果たしていくため、今後その取り組みを充実していかなければならないと理解していますが、そのための組織の体制をどのように整備していくのか、また、その体制の中でどのようなプログラムをつくり上げて事業を進めていくのか、お聞きいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（青山憲司） 答弁願います。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 私からは、地元との関係についてお答えをいたします。

もともと両区には、区としての受け入れをお認めいただいた上で、この3月には運営協定の締結に至っていたところです。改めて、この場を通じ、ご理解に感謝申し上げたいと思います。

運営が始まりましてから地元地区におきましては、当初は施設建設に反対されていた方も含め、多くの区民の方々が自主的に搬入車両の監視に携わっていただいていることを見ますと、地区の一員としてお認めいただき、よりよい施設にしていこうという区民の方の意識が広がりつつあるのではないかと考えているところです。これからも良好な関係をより深いものとしたいと考えておまして、井垣議員におかれましては、ぜひ地元の方々の意見をお聞きになりました際は、また私たちのほうにおつなぎを賜ればなと思います。

それから、今後のことについてでございます。基本は、コミュニティーのよき一員としての振る

無いをしっかりとするという事に尽きるだろうと思っております。まず、情報発信をしっかりとする必要があり、情報公開をしっかりとする必要がありというふうに考えております。お約束しました運営協定に基づきまして、自主保証値を超過、超過のおそれがある場合に炉を停止した場合には、地元地区に第一報を入れ、協議をいただいた方法で事実を正確に報告いたしてまいります。今もそうしておりますし、報告してまいります。また、運営協定に定める施設運営委員会を通じて、区民の方々へさまざまな情報を提供するとともに、環境啓発活動における有償ボランティアの積極的な参加を通じて、組合が行う各種事業に対してもご協力をいただく中で、ご理解を賜っていきたくと考えています。

他方で、運営事業者であります株式会社ほくたんハイトラストの職員においても、4月のごみ全量受け入れ以降、クリーン作戦、盆踊り大会等、各種地域のコミュニティ活動へも積極的に参加をしているところです。8月からいよいよ運営がスタートしたばかりでありますけれども、今後もこれらの活動への参加につきましては、組合としてもしっかりとサポートしていくとともに、常に情報発信に努め、地域の一員として活動していくことで、これまでの信頼関係を崩すことなく、さらに強固なものにしてまいりたいと、このように考えているところです。

その他につきましては、担当のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私のほうからは、環境モニタリングについてご答弁させていただきます。

まず、施設稼働後におけるモニタリングの実施結果についてでございます。

環境モニタリングにつきましては、大気質、騒音、振動、臭気、水質、土壌について実施をいたしております。施設稼働後に実施しました計量法に基づく測定につきましては、煙突から採取しました大気質の測定のみ行っておりまして、8月9日に採取した試料の測定結果は自主保証値の範囲内で行ってまいりました。

測定値の内容でございますけれども、酸素12%換算にいたしますと、1号炉の煙突のばいじんは0.06グラム／立方メートル未満、硫黄酸化物は22 p p m、塩化水素は24 p p m、窒素酸化物は29 p p m、2号炉のばいじんは0.0006グラム／立方メートル未満、硫黄酸化物は22 p p m、塩化水素は24 p p m、窒素酸化物は30 p p mでした。9月1日に採取しました試料の測定結果も自主保証値の範囲内でした。結果は、1号炉のばいじんは0.0006グラム／立方メートル未満、硫黄酸化物は23 p p m、塩化水素は34 p p m、窒素酸化物は31 p p m、2号炉のばいじんは、0.0006グラム／立方メートル未満、硫黄酸化物は24 p p m、塩化水素は26 p p m、窒素酸化物は32 p p mでした。この計量法に基づく測定とは別に、排ガス中のばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、一酸化炭素、水銀については運転管理のための連続測定を行っておりまして、この連続測定によって自主保証値を超えないような運転管理を行っております。その他、計量法に基づく測定は、排ガス中のダイオキシン類、鉛、カドミウム、フッ素、塩素、クロム及び騒音、振動、臭気、水質をここの11月に予定をいたしてまいります。なお、土壌につきましては、組合において4年に1回行うというふうなことで地元と調整が整っておりますので、本年度については測定の予定はございません。

次に、自主保証値が超過した原因と、その際の対応についてということでお尋ねをいただきました。

自主保証値の超過した回数ですけれども、議員、4回とおっしゃいましたけれども、そのうち水銀1回は、超過のおそれがあったために事前に炉を停止したというふうなことでございます。これにつきましては、環境管理マニュアルに従って炉を停止したというふうなことです。排ガス中の水銀につきましては、8月7日と29日に、濃度が7日は超過したということですし、29日は超過のおそれがあったということで、緊急活性炭の投入を行いました。なおも上昇し続けて自主保証値を超える、あるいはそのまま自主保証値を超えるような状態であったために、それぞれ炉を停止いたしました。水銀につきましては、運転管理により発生するものではなく、燃やすごみの中に搬入してはいけない危険ごみである水銀を含む体温計、血圧計、ボタン電池等の混入により発生したものと推察しております。これらの対策として、組合と市町広報紙で水銀を含むごみの混入防止の啓発活動、早期の緊急対応を目指すための警戒レベルの引き下げ等を行って、また、緊急活性炭の投入量につきましては増量する、あるいは水銀除去率の高い活性炭を使うというふうなことを行うこととしております。

次に、排ガス中の一酸化炭素につきましても、8月27日に濃度が自主保証値を超えていましたが、運転班長の認識の誤りから炉を停止しませんでした。なお、最大濃度が自主保証値が25でございますけれども、最大濃度が25.18ppmということで、超過時間は約12分間ということでございました。9月23日には運転操作の手順の錯誤から濃度が自主保証値を超えてしまい、炉を停止させていただいております。いずれにしましても、自主保証値を超過した事象につきましては運転員の運転操作技術あるいは知識の欠如によることから、運営事業者は、クリーンセンターに配置された整備員及び運転員に対し、施設の円滑な操業に必要な機器の運転管理や非常時の対応についての運転指導教育計画書を組合に提出し、10月5日より約1カ月間の再教育を現在実施されております。

私からは以上です。

○議長（青山憲司） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 私からは、地域振興計画の進捗状況についてご答弁させていただきます。

平成28年9月末時点の進捗状況につきましては、地域振興計画に掲載されている総事業数63事業のうち、実施済みが43事業、実施中が6事業、未実施が14事業となっております。未実施の事業の内訳につきましては、主要地方道日高竹野線の早期改良などの国県事業が7事業、優良企業誘致の促進の豊岡市経常経費対応事業が1事業、木谷川改修事業などの施設整備関連事業が3事業、市道神原小城線側溝などの1市2町負担事業が3事業となっております。国県事業につきましては、地元区の意向を踏まえながら、国、県に対し、事業の実施に向け、引き続き要望してまいりたいと考えております。一方、国県事業以外の未実施の7事業につきましては、市道神原小城線側溝など、協議が調い次第、直ちに着手できるものが2事業、木谷口圃場整備など、現在協議を行っているものが4事業、木谷川改修事業は協議、諸調整を行った結果、事業化が困難となっております。

今後の課題につきましては、国県事業以外の未実施の事業を地元区の意向を踏まえて再調整を行

い、計画事業を確定していき、諸調整が整ったものから事業を実施する予定としております。以上です。

○議長（青山憲司） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 私のほうからは、環境啓発についてお答えをさせていただきます。

環境学習、自然学習などについてプログラムと実施するための体制についてお尋ねをいただきました。

組合が実施するイベントといたしまして、事業者のほうから多くの提案がありまして、今後、検討して決定していくこととしております。具体的なプログラムとして提案がございましたのは、一例でございますが、田植えの体験、稲刈り体験、ドングリの苗木づくり、間伐体験と巣箱づくりなどのさまざまな提案をいただいております。今年度は3つのイベントを計画いたしております。8月21日に竣工記念見学会を開催をいたしております。11月13日にはどんぐりクラフト、12月には親子餅つき、そば打ち体験を計画をいたしております。今後、各年度におきまして、予算等も考慮しながら具体的なイベント内容、プログラムを決定してまいりたいと考えております。

これらの環境学習、それから周辺整備の管理、啓発活動の開催や説明は、運営事業者のほうにも協力をいただきますけれども、北但組合が中心になって行います。その実施する体制としては、周辺整備の管理を含めました日常的な活動を行っていただく有償ボランティアの方々、また、有償ボランティアの方々の発掘、それから指導を行っていただきますサポートメンバーの方々、こういった方々の協力を受けまして行うこととしております。来年度から、それらの方が中心となって、かつまとめ役として担っていただく方として、このたび報酬額の条例を一部改正をいたしまして、非常勤の嘱託員として環境啓発指導員を採用したいと考えております。以上でございます。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 先ほど私の答弁の中で、環境モニタリングの計量法に基づく結果を報告させていただきましたけれども、8月9日の資料につきまして、ばいじんの結果を「0.06グラム／立方メートル」と答弁させていただきましたけれども、正しくは「0.0006」ということでございますので、訂正をさせていただきます。

○議長（青山憲司） 7番井垣文博議員。

○井垣文博議員 それでは、幾つか再質問をさせていただきたいと思いますが、やはり地元の皆さんは、いろんな思いの中でこの施設の完成を迎えられてるのではないのかなと、いろんな複雑な思いもたくさん持っておられながらこの施設の完成を迎えられてる、そんなふうに感じております。そうした中で、これから20年間にわたって施設の運営が始まるわけですから、これからは、施設側あるいは地元側、双方の信頼関係の中で地域の活性化、生きがいづくりあるいはにぎわいづくりにつなげていく、そうした努力が施設側、地元側双方にやっぱり求められているのかなというふうに思っております。その大前提となるのが、今回もいろいろありますが、何としても公害を出さない、事故を起こさない安全・安心な施設の運営である、これが大前提であるということは、もう言うまでもないことなのだろうなというふうに思っております。

その上で、森本区、坊岡区の皆さんに、この施設は自分たちと一体のものなんだと、だから自分たちで守り育てていくんだという、そういう施設なんだという気持ちを地元の皆さんにいかにか持ってもらえるか、それが大事だろうなというふうに思っております。そのために、そういった気持ちを持っていただくための施設側、こちら側の一生懸命の努力というのが必要になってくる、私はそういうふうに思っております。それが結果として、双方に施設側も地元にとってもよい結果を生み出していき、そして地域に貢献する施設になっていく、そういうことなんだろうなというふうに思います。それは、先ほどまさに管理者が答弁された思いと同じだというふうに理解をしております。双方がそんな関係を築きながらこれからスタートしていくということを心から期待をし、お願いをしておきます。

その中で、地元との関係づくりを行う上で、地元への行事の参加、先ほどクリーン作戦とか祭りとかいうことのお話がありました。一生懸命地域への参加をすることによってコミュニケーションを深めていただく、コミュニケーションを深めていただくことによってよい関係を築いていく、同じことの繰り返しになるかもわかりませんが、それを地道に一生懸命やっていく、そういう気持ちを地元の人たちに理解をしてもらい、組合側、施設側がいつも私たちとこんな気持ちで向き合っていてくれるんだなあ、そういった気持ちを地元の人たちに理解をしてもらい、そういう環境をつくりながら、ぜひ施設運営をお願いをしたいなというふうに思っております。

地域振興計画の推進についてですが、1つだけ確認をさせてください。一応施設は稼働しましたが、今後においても施設の稼働中はこの計画は生きている、また、今後の社会経済情勢によっては掲載事業の変更や追加もできると、そのように考えたらいんだというふうに思いますが、その点、少し確認させてください。

○議長（青山憲司） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 今、議員がおっしゃるとおり、地域振興計画は、この施設が稼働している間が地域振興計画の期間となっておりますが、今、追加の件を言われましたけども、今はまだ未実施の事業等がありまして、例えば、何かを一つを追加したらどれかをもう取り下げていただくというように総枠は決まっておりますので、次から次に要望が出たものについて追加をしていくという考えは持っておりません。

○議長（青山憲司） 7番井垣文博議員。

○井垣文博議員 現在、その63事業のうち14事業が未実施、国県事業などについてこれからも強い要望をしていくということ、それから地元との協議については、一生懸命協議をしながら、協議が済み次第、事業を実施していく、そのような思いを聞かせていただきました。ぜひ今後とも事業の推進についての格別のご努力をお願いを申し上げておきます。

それで、環境のモニタリングでございます。自主保証値が超過あるいは超過しそうになった、4回あるわけですが、このとき地元へどのような流れで報告がなされたのか、それについてもう少し詳しくもう一度ご説明をお願いします。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まず、今回8月7日に自主保証値が超過したわけですが、最初に、この段階で地元と具体的にどういう連絡体制でやっていくかということは、まず決まっておられません。私どものほうは、まず、こういう事象が発生したときに、その原因であるかと対策であるかというものを立てました上で地元のほうへ報告をするというふうな形で捉えておまして、それらが整って9月15日に施設運営委員会を開いたというふうなことで、その間、日程調整等がありましてちょっと時間を要したわけですが、そのようなことです。

施設運営委員会の中で決定したことは、その際、まず、結果ではなくて、事象が起きたときに第一報を入れてほしいと。これ夜間でも起こり得るんですけども、その場合は翌朝に第一報を両区長に入れてほしいと。その受けた内容によって、区民の皆さんへどういう方法で伝達するのかということも協議、決定をして、それに対応していこうというふうなことに現在ではなっております、きょう実は10月20日の状況を諸般の報告でさせていただきましたけども、20日にこの状況が起こりまして、同日に区長さんのほうに第一報を入れさせていただいて、21日に書面によって区民の方へお知らせいただくように持参をしたというような状況になっております。

○議長（青山憲司） 7番井垣文博議員。

○井垣文博議員 その第一報は、地元の人の声として、とにかく第一報をしてほしいと、それは当然なことでもあります。行政というのは、ややもすれば原因と対策を十分考えてから地元の説明するというのが、ややそういう傾向があるのかなというふうにも思いますが、とにかく早く報告するという部分が私は一番大事な部分なのかなという気がしております。その第一報以外に、9月15日に説明会をされたとき、地元の皆さんのこの報告に対する反応はどんな反応だったのか、お聞かせください。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） そもそも自主保証値という数値自体が、排出基準による数値とかなりレベルの高い数値であるというふうな認識は十分されておって、それがすぐさま健康被害に陥るというふうな状況ではないということの認識は十分されておまして、環境管理のためのマニュアルに沿ってやられたことに対しては特に大きな意見等はございませんでした。ただ、こういう事象が4回起こったわけですので、不安に思われてるというのも事実は事実であったというふうなことでございます。そういう部分を区民の方にお知らせする分については、十分説明をした文書で説明をしてほしいというような意見もいただいた会議でございました。

○議長（青山憲司） 7番井垣文博議員。

○井垣文博議員 地域の方の不安というのは、やっぱりそのとおりだろうなというふうに思います。

そこで、お聞きするんですけど、今回の超過による周辺環境への影響とか、あるいは周辺住民への人体への影響とか、あるいは作業員への影響とか、その辺はどのように考えておられますか。先ほど影響はないんだと、厳しい自主保証値の中でやってるから影響はないんだというようなご説明もちらっとあったかもわかりませんが、そのあたりをもう一度お願いします。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まず、水銀ですけれども、そもそも水銀につきましては、こういう施設での排出基準というのはありません。したがって、0.05という自主保証値を事業者のほうのみずからハードルを上げて設定をしたということになりますけれども、実際にはこういう基準はないということですので、そういう動きというのは水俣条約を通じて動きはありますけれども、現在のところないというふうなことでございます。

それと、その指針値の中に、水俣条約、今後動くであろうということを含めて、今、指針値という値で示されてる40マイクログラムという数字があるんですけども、そういう数字からしますと、このバックグラウンドの状況ははっきりとわかりませんが、今の生活環境影響調査でやりました煙突から出るガスの大気拡散を考えますと、約10万分の1に希釈されますので、はるかに、今の指針値が0.04グラムという指針値なんですけれども、それが今、大気中では仮に50マイクログラムの数字が出たとしても、今の指針値の40マイクログラムの10万分の1に希釈されますので約80分の1というふうな数値になりますので、はるかに今求められてる指針値よりも低い数値であるというふうなことでございます。

○議長（青山憲司） 7番井垣文博議員。

○井垣文博議員 人体あるいは環境、作業員への影響は全くないんだという報告でございました。ただ、そういう専門的な知識を住民の方々は持っておられないので、そういったあたり、常に住民の方々への配慮、説明という部分をきっちりとお願いをしたいなというふうに思っております。その水銀の上昇時に活性炭が投入をされておるんですが、活性炭を投入することによって水銀はどのようになるのか、まずそこを説明してください。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 水銀を除却する方法として活性炭を一般的に使うわけですけども、活性炭の表面に水銀を吸着をさせてバグフィルターで取っていくというやり方になります。おおむね一般的にこれで言われてる数字ですけども、水銀の約70から90%が除却できると。入ってくる水銀の量によって除却率は変わってくると思いますけども、もっと高い除却率ができることもあるというふうに文献では書かれておりますけども、そういうふうなことになります。今回こういう事象がありましたので、より水銀を吸着しやすい活性炭に切りかえてやっていくというようなやり方を運営事業者のほうでとっております。

○議長（青山憲司） 7番井垣文博議員。

○井垣文博議員 その活性炭に吸着した水銀を70から90取り除くということです。その取り除く際に、あるいは水銀を吸着した活性炭を取り除いた後に搬出ということになっていくと思います。そういった際に周囲にそれがまき散らされるとか、そういうおそれは全くありませんか。そして活性炭を回収した後、搬出するまでにどのような状態で保管をされてるのか、そのあたりの安全性について説明をお願いします。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 今回の運営事業者のほうの提案というのが、活性炭を再利用するというふう

なことで、まだ有効に使える部分があるので、循環的に使うというふうな提案が実はあったんですけども、こういう緊急活性炭を投入した際には、水銀が吸着されておりますので再循環なくて、もうそれはばいじんとして処理をするということで、ばいじんにつきましては、ばいじんのタンクの中に入れて、これは特別管理一般廃棄物ということで、赤穂にありますひょうご環境創造協会のほうにジェットパッカー車という密閉された車両で搬出をして、そこでセメント原料にさせていただくというように処理をしております。

○議長（青山憲司） 7番井垣文博議員。

○井垣文博議員 そういうことで回収した水銀等は、外には一切漏れないんだということで理解をさせていただきます。

それで、今回の水銀の上昇の原因は、体温計とかボタン電池とか血压計というふうに説明を受けてるんですが、今回の数値からして、例えば、こういったものがどれぐらいな量持ち込まれたらこういう結果になるんだろうなというのは、そのあたりはいかがですか。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私どものほうで資料として持っておりますのは、今の排ガス量、標準ごみの場合で100%負荷でいきますと、排ガスの量が約1万9,000立方メートルというのが出てくるわけです。それに基準であります0.05ミリグラム、つまり50マイクログラムですね、を掛けますと、水銀量として1時間当たり約0.95グラムあれば今の50マイクログラムは超えてしまうということになりますので、ちなみに、血压計の中にある水銀量はおおむね47.6グラムありますので、はるかにオーバーしてしまうということですし、体温計でいきますと、1本当たりの水銀量が1.2グラム、これも1本あればオーバーをしてしまうというような状況、蛍光管ですね、蛍光ランプでいきますと、これが0.0074グラムというふうなことで水銀が含まれてるようですけども、これでいきますと128本、ボタン電池、小さいものですけども、これは0.00172グラムありますので552個、単純に比較すると、そういうふうな量が入れば、今の50マイクログラムを超えてしまうというような結果になるというふうに予測をしております。

○議長（青山憲司） 7番井垣文博議員。

○井垣文博議員 そのようにお聞きしますと、ほんまにちょっとしたそういったもので上昇してしまうということになります。

それと、今回の爆発ということにも関連するんですが、先ほどの報告の中にはちょっとなかったと思うんですが、市民への十分な周知あるいは点検をしますよ、持ち込みのときは点検をしますよということですけど、私は、市民への周知とあわせて業者の人たちに、これをいかに防ごうとしたらどういったことが必要なんだという業者からの意見聴取とか意見交換会とか、そういうものも必要になってくるのかな、とにかくこの水銀の上昇にしても今回の爆発にしても、知らないうちに持ち込まれたから、それでこのような事態になったということであれば、いかに持ち込みを防いでいくかということになってくると思います。そうしたときに、ただ単に市民だけじゃなくて、業者の皆さんにもその対策についての意見交換みたいなものが必要なのかなというふうに思いますが、その

辺はどうか。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 啓発活動の一環として、なかなか業者と直接会合を持つには、どの参集範囲をとということもありますので、そういうチラシをつくりまして、搬入してくる車両ごとにそういうものを配るといふうなことで当面は対応していきたいなというふうに……（発言する者あり）それと許可をされてるのは、市町で許可を出されておりますので、構成市町にもご協力いただいて、指導いただくというようなこともあわせてお願いしたいと思っております。

○議長（青山憲司） 7番井垣文博議員。

○井垣文博議員 持ち込みをさせない、しないということを住民も含めて関係者全てにとにかく徹底をしていく、そのためのご努力をお願いをしたいなというふうに思います。大きなプロジェクトがスタートするときというのは、ややもすれば全てが完璧な状態でスタートするというのはなかなか難しいということが、これは世間一般の中でもあることなのかな。それで、それがいいんだということにはなりません、やっぱり人間というのは勘違いや失敗があります。やっぱりスタートのときにそういった部分での何かが起きていくということは、ややもすればあるのかなという気がします。しかし、そんなときに一番大事なことは、先ほどからも出ておりますが、隠さない、うそをつかない、そして早く報告すること、そして二度とこのような事態を起こさないという対策をとって、そして施設の管理運転をより完璧な方向に近づけていく、それが非常に大事だというふうに思っております。そしてこれがなければ、一番最初から言ってることの部分での地元との信頼関係は生まれないんだということ、そういうことをどうか肝に銘じていただきたいというふうに思います。

次に、環境啓発についてでございます。

施設周辺の整備がなされております。そこで環境学習、環境教育をやっという形になっております。この施設の内容というんですか、考え方、理念というのは、平成23年3月に広域ごみ・汚泥処理施設整備検討委員会が循環型社会の実現にふさわしい先進的な環境創造の取り組みについて報告書が出されております。この報告書の内容に基づいて、周辺整備をやっという、そして環境学習をやっという、この理念のもとにこれから進んでいこう、そのように考えたらよろしいのでしょうか。

○議長（青山憲司） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 施設整備検討委員会、おっしゃるように、こちらのほうでは、環境学習や周辺整備を含めた施設に関して学識経験を有する委員さん、それから自然環境に関して経験を有する委員さん、公募の委員さん、地元からお一人ずつ入っていただいて委員会の報告書をいただいております。今、議員おっしゃったように、その中で環境啓発の施設の維持といいますのは、先ほどから申し上げてますボランティアの方の力をかりて、ボランティア的な協力によって事業が進められることが望ましいという提言をいただいておりますので、これが地域のコミュニティーの活動が活発になったり、地域の拠点の施設になるような、こんな形でこの検討委員会の報告書がなされてるというふうに理解をしております、それを進めようとしておるものでございます。

○議長（青山憲司） 7番井垣文博議員。

○井垣文博議員 この報告書の基本理念というのは、環境学習と地域交流ができる新しい環境の創造というふうになっております。これは、この竹野の地は山、川、海が一体となった自然環境を形成している、まさにそこに、そんな自然環境の中に環境学習のフィールドができるということは、非常に大きな期待ができる施設になっているのかな、その可能性を持った施設になっているのかなという気がします。環境学習をしながら、また、地域交流をしながら新たな環境をみんなで作り出していく、里山ですから、その活動を通して里山を復活させていくその過程というのは、私は、里山の復活のモデルになり得るのではないのかな、それを発信していけるのではないのかなという気がします。私は、この施設、環境啓発機能というのは、そんな大きな役割を持っているし、それが可能な施設だというふうにも思っております。

そうした中で、そんな大きな役割がある中で、事業ですが、先ほどドングリ、それから餅つき、そば打ちというような事業が今年度やっていくという話でございました。私は、果たしてこんな事業、こんな事業と言うのはちょっと失礼な言い方でしたが、こういった事業をやることの中で、この報告書にある理念、この施設が持つ役割を、環境啓発機能の役割というのがこういった事業の中で十分機能が発揮していけるのかなという気がいたします。来年度以降については、もっと充実した内容、また、予算の確保、そういうことが必要なのかなという気がいたします。そば打ち、ドングリ、そういったような事業の説明があったわけですが、私は、この施設というのは、ライフステージに応じた環境学習、環境教育みたいなものがぜひ必要なんだろうな、子供から大人まで、あるいは男性も女性もいろんなライフステージに応じた人々の環境学習、そういったものに応じた施設にしていくべきだ、そんなふうにも思っております。

そこで、まず最初に出てくるのは、やはり小学生の環境学習ということになってくると思うんですが、その場合には教育委員会なんかの協力も必要だと思います。小学校3年生で環境学習をやるという、そういうことにもなっておりますので、その学校、教育委員会への働きかけとか、その方々がここを環境フィールドとしながら環境学習をやるという、その辺の働きかけはどのようになっていますか。

○議長（青山憲司） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 今後の有効なプログラムをつくるということにかかわってくると思いますけども、サポートメンバーの方、それからさきに申しあげました環境啓発指導員の方が中心となって今後プログラムを作成をしていただくことになろうかと思えます。また、事業者のほうからも、そのニーズに合った、時代に合った専門家の派遣とかアドバイス、こういったものを組み込んで協議した上でプログラムを作成したいと思います。その中で、さきに教育委員会というふうにおっしゃいました。環境啓発指導員の方を今、囑託をお願いをしているわけですが、環境学習に詳しい学校の先生をされてらっしゃった方、そういった方をイメージいたしております。そういったつながりを利用して学校にもかかわっていただけたらというふうにも思えます。以上です。

○議長（青山憲司） 7番井垣文博議員。

○井垣文博議員 それとあわせて、先ほどライフステージということを申し上げましたが、やっぱり大人を対象にした環境学習をどういう形でやっていくのかなということも非常に大事だというふうに思っております。ここには竹林がありますし、人工林もありますし、雑木林もあります。それでまさに里山を形成しているわけでありまして。そういった里山の復活のノウハウを学ぶ、技術や知識の習得の機会の提供、そういったこともプログラムの中にはぜひ必要なのかなというふうに思っております。子供とあわせて大人の人たちに参加していただいて、環境学習、環境教育、里山をどうやって守っていくかということのノウハウ、そういったものの部分というのは非常に大事だと思いますが、そのあたりはどのように認識されてますか。

○議長（青山憲司） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） ただいまホームページでありますとか広報でボランティアの方を募集しております。その中で、ボランティアのイメージがなかなか浮かびませんが、例えば、今おっしゃった田んぼとか畑とか竹林、こういった維持管理が得意な方でありましてか木工細工が得意な方、それから草花や昆虫について知識がある方、こういった興味のある方に募集、こういった内容をするんですよということで、大人の方も参加して親子で一緒になって参加していただく、そのようなイメージをしております。以上でございます。

○議長（青山憲司） 7番井垣文博議員。

○井垣文博議員 兵庫県がことし出しております新環境学習・環境教育基本方針、この中でもライフステージに応じた環境学習の必要性というのがうたわれております。また、先日出されました豊岡市の環境報告書、豊岡市に限定した話なんですけど、豊岡市のこの環境報告書の中の最後のまとめの中に、環境基本計画に掲げる目標とする姿の実現には、市民、事業者、行政という取り組み主体が地域のコミュニティーと協働する仕組みを形成できるかがますます重要になりますと、そのようにこの環境報告書にもなっております。

私は、このように考えますと、県の基本方針でありますとか市の環境基本計画、私は、この施設というのは、まさにそういったものを実現する場、実験的なモデルケースとしていくんだという、そういう大きな役割をやっぱり担うべきであるのかな、それが最初にあった基本計画の中にもその理念がまさにうたわれてるのかなという気がいたします。こんな事業をやりましょう、こんな事業をやりましょう、こんな事業をやりましょうということじゃなくて、そのための戦略と計画的なプログラムというのが必要になってくる、その戦略とプログラムに基づいてこれから実施をしていくんだ、そういう計画になることを望んでおきます。どうかこれからのこれらの理念が実現できるよう、充実したプログラム、そしてそれに対応できる予算の確保をぜひお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（青山憲司） 以上で井垣文博議員に対する答弁は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は11時20分。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（青山憲司） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次は、14番上田伴子議員。

○上田伴子議員 14番、上田伴子です。このたび古池議員のご逝去に伴い、そのかわりに北但の議会のほうにお世話になることになりました。この議会では初めての一般質問となりますので、当局答弁におかれましては、丁寧、わかりやすい答弁をよろしく願いいたします。

1つ目は、運営協定11条に基づく報告についてであります。

これは、地域住民から苦情の申し出があった場合の対応についての中身であります。例えば、施設内にごみを搬入する業者、市民などの苦情についてどのような取り扱いとなり、どのように対処されているのか、お聞きします。資料によりますと、ごみの計量、料金支払いの際に、なぜ下車しなければならないのかという苦情に対しては、旧豊岡市民の方からのものという説明がありますが、岩井の施設では乗車したままで計量とか支払いをしていたのでそういう苦情が出てきているのだと思いますけれども、乗車したままで済ませるということはできないのでしょうか、お尋ねします。

また、プラットホームにおけるにおいがきついの苦情に対して、どのように対応されているのか、その原因についてもお尋ねします。また、場内が広くて動線がわかりづらいという苦情があるということですが、大体何件くらい寄せられて、それで、その2つの苦情については苦情が最近減ってきているという資料でありますけれども、どれくらい寄せられていたのがどれくらいに減ったのか、その数字がわかればお答えください。

また、臭気については、前の施設では燃やしていなかった汚泥を燃やしていることに原因があるのではないかと思いますけれども、そのことについてはどうでしょうか。前に岩井の施設では、エアカーテンでにおいを遮断していたと聞きましたが、ここではどうされているのでしょうか。消臭剤の活用はどれくらいしておられるのか、また、汚泥も一般ごみと一緒に攪拌するのであれば、汚泥でにおいがきつくなることは予想できないかと思いますけれども、どうでしょうか。汚泥の投入の際に、においを吸収するようなものが要るのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

また、そのほかの苦情として、受け入れ担当者、搬入検査員の説明が統一されていないとの苦情の中身とありますけれども、その中身についての主なものはどのようなものだったのでしょうか。

2つ目に、稼働停止になった件についてお尋ねします。これについては、先ほど井垣議員の質問の中にも出てきておりましたけれども、重なることがあるかと思いますけれども、よろしく願いいたします。

初めに、事故の報告について、地元地区が参加した施設運営委員会への報告が9月15日、地域住民への報告が9月27日、議会への報告が10月7日ですが、このような重大な事故であるにもかかわらず、このように大きく報告がおくれた理由、先ほどそういう報告についての決めがなかったというようなことではありましたけれども、でも決めがなかった中でも、このような事故があったらやはりもっと早くに知らせるべきではなかったかと思っておりますけれども、なぜこのようにおくれたのか、その理由についてお聞きします。

また、資料には、坊岡区、森本区の住民への報告文書がつけてありましたけれども、このような重大な事故であった場合には、そのほかの近隣地区への報告も必要だと思いますが、見解をお聞きます。また、この事故についての説明会は、運営委員会での説明会だけであったのか、それとも地元住民を全員を対象としての説明会はされなかったのか、されたのか、また、施設運営委員会での質疑応答については、資料をいただきましたけれども、それだけの回答で納得されたのかどうか、地元住民が安心な回答になっていたのか、少し甚だ不安でありますので、そこら辺もお願いいたします。

また、水銀値の上昇によって稼働停止になった件ですけれども、その原因が水銀体温計、血压計、ボタン電池等が計画収集されるごみの中に混入していた可能性が高いとのことですが、なぜこれらの原因だと特定できるのか、推定による特定でしかなかったのだと思いますけれども、その根拠されたところ辺はどこにあるのでしょうか、お答えください。

また、水銀除却のために活性炭を何度も投入されていますが、それにはどのくらいの効果があるのか、その水銀をどれくらい吸収するのか、大体の目安を持って投入をされているのかについてもお答えください。また、その水銀を吸収した活性炭のことについては、先ほどの答弁でありました赤穂のところに行くというところで、その最終処分場、今は香住なんですけど、そこに行くということはないということなんです、ちょっと確認をもう一度させてください。それから稼働停止するまでは水銀は大気中に出ているということでしょうか、その点についてもお願いいたします。

次に、8月27日のごみ不足、9月23日のごみ過多で稼働停止したとの報告ですけれども、ごみ不足、ごみ過多、両方で稼働停止になるということら辺も少し詳しく説明をお願いいたします。どれくらいの量であれば、ごみ不足という一酸化炭素のオーバーになり、どれくらいの量でごみ過多になって稼働停止になるぐらいの一酸化炭素が出るのか、そこら辺をお願いいたします。そして一度停止すると、通常運転に2日から2日半かかるとのことですが、ごみ焼却にこの点については影響はないのでしょうか、お尋ねします。

第1の質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長（青山憲司） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 私からは、稼働停止になった件についてお答えをいたします。

ご報告させていただいております件は、全て自主保証値にかかわるものであります。自主保証値というのは、法律で決められている基準よりもはるかに厳しい低い基準を、この事業者の側が発注者である私たちに対して保証するという意味をまず1つ持ちます。同時に、私たちは、今度はその数値をこの地元の森本・坊岡の方々に保証するという意味での保証値でもあります。その保証値を超え、または超えそうになったので、稼働停止したもののというのが今回の事象です。

それで、比喩的に言いますと、この村の中の道路を法律は時速60キロで走ることを認めている、60キロまでは大丈夫だということですが、私たちは、ここで車を通すときには安全に安全をとって時速30キロにとどめますということを保証して、比喩で言うと、そういう状況になります。これまでにありました停止というのは、30キロを超えそうになったので、とめるという約束を事前

にしている、とめましたということにすぎません。あるいは30キロをつい、例えば、坂道で31キロになりかけたので、そこでとめましたということではかないわけでありまして、これは事故ではそもそもありませんし、いわんや重大な事故でもない。事前にお約束したルールを私たちは守って、そしてとめましたという、その事実を地元の方々にお知らせをしてということにすぎないということ、まずご理解を賜りたいと思います。

ただ、1点、30キロというのは、30.4キロでもいいというふうに運転員が思っていた時期があって、31キロではありませんので、運転をして、それで少し、数秒でとめるのではなくて、10何分か続いたことがありましたけれども、このことはそうではなくて、30.1キロは30を超えてるのだということで、30にならないようにするということが今徹底をしていることを報告をさせていただいたわけでありまして。ここは、そのルールについての理解の仕方が違ったわけでありましてけれども、いずれにしても何も事故は起きておりません。悪い結果は起きていない。60キロよりもはるかに少ない段階での話であり、しかし、私たちはそのことの保証をするということを申し上げて、保証するように必要なときには直ちにとめますということを申し上げてきましたので、そのことをその協定に基づいてお伝えをしたという、それだけのことであります。もしこれを私たちが隠していると、これはまさに問題であるわけですし、60キロを超えてしまつては、そもそも基準すら守れてないと、法律のですね、となれば、これはまさに問題としてなるとは思いますがけれども、そういう事象では全くないというふうにご理解を賜りたいというふうになります。今後ともこの姿勢はしっかりと、お知らせをするということについては貫いてまいりたいと思います。

また、議会への周知ということでもありますけれども、今申し上げたようなことでありますので、一々議会に報告をする必要はないというふうを考えております。例えば、委員会があるとか定例会があるといったときに、運転の状況として、こういうことがありましたということを報告すれば足りるものというふうを考えております。もちろん、例えば、先ほどの、どうも油が入ったようなものが爆発したようなことがございましたけれども、そのことが炉自体に影響を与えるとか、あるいは影響を与えるかどうかかわからないけれども、大変な事態が予想されるというような場合に直ちに報告するということは、住民の皆さんや、あるいは議会に対しては当然だと思いますけれども、そうでない今回のようなケースについてはタイミングを見て一括でご報告すれば足りるものと、このように考えております。

また、今回のケースは、そのようなことでございますので、2つの地域以外の方々にあえてその都度お知らせする必要もないものと、このように考えているところです。

その他につきましては、それぞれからお答えをさせていただきます。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まず、今回の水銀の自主保証値の上昇あるいは一酸化炭素の自主保証値の超過というふうなことに對して、地元区、森本・坊岡区に回覧あるいはチラシの戸別配布というふうなことをしたことについて地元の方が納得されたのかというふうなご質問ですけども、このチラシ等をお配りしまして、地元の方から特にご意見を伺うというふうなことはございませんでした。

次に、その水銀上昇が、水銀の体温計あるいは血圧計などに特定した理由というふうなことでございますけれども、そもそも、さきの議員でも答弁させていただきましたけれども、焼却によって通常管理の中で水銀が育成されるものではなくて、そういう水銀を含んだ廃棄物が混入したことによって上昇するというものでございますので、このたび水銀の濃度が急激に上昇したということは、ある程度の量を持ったものが入ったということですから、そういう血圧計あるいは体温計、ボタン電池等というふうなことに特定せざるを得ないのではないかというふうなことで思っております。

それと、最終処分場への水銀の搬出ですけれども、先ほどこれも答弁申し上げましたけれども、活性炭等によって吸着された水銀については、バグフィルターで落としてばいじんとして赤穂のほうに搬出するというふうなことでございますので、主灰のほうにまじるということはまず考えられないのではないかというふうに思っております。含んだとしても微量ではないのかなというふうに思います。

それとあと、活性炭の効果につきましても、先ほど議員にお答えしましたように、吸着除去率は70から90%というふうに申し上げました。それと、こういうかなり頻度で起こっておりますので、その今の除却率をもう少し丁寧に調べる必要があるというふうに、これお金もかかりますので、業者のほうは言っております、濃度測定をバグフィルターの前段階で一度はかつてその差を見たら除却率が出るわけですので、そういうふうなものを新たに追加をして合理的な活性炭量を見出したいというふうなことを事業者のほうで申し出ております。

それとあと、ごみ過多、過少というふうなことで、それはどれぐらいの量のことをおっしゃるかというご質問ですけれども、そういう定義ではなくて、自動運転をするやり方ですけれども、蒸気流量で制御を行うというやり方をされております。蒸気流量というのは、具体的に言いますと、ごみを持つカロリーとその量によって決まるものということですので、例えば連続して運転しているわけですけれども、急にごみが高カロリーなものをいきますと、同じ量で送り出していきますと空気量が足りなくなる、それが燃え尽きてしまうと、結果的にごみ枯れが起こるというふうな過少になるというふうなことで、逆に、ごみ過多になるような状況になるというふうなことを意味しております、量がどうだというふうなものではございません。その結果、一酸化炭素というのは不完全燃焼で発生するものですので、酸素不足あるいは炉内の温度低下によって一酸化炭素が上昇するというような事象で、今回の自主保証値が守れなかったというふうなことでございます。

あと、こういう炉の停止をした場合に焼却に影響はないのかということですが、現在整備しておりますごみピットですけれども、最大貯留量は14日間ございます。ピット内のごみ貯留程度によって、2日程度運転停止になりますと1炉とまってしまうというようなことにもなりますけれども、その場合に、どこまで貯留量があるかによって事情が違ってくると思いますけれども、満杯の状況になれば当然ごみ受け入れ量の制限が加わったり、停止が加わったりというふうなことにもなると思いますけれども、この程度であれば何とか対応できるのではないかなというふうに思います。ただ、売電計画をやっておりますので、売電計画自体の計画が変更されてしまうと、発電量が変わってきますので、そういうふうなことになっております。売電の収入については、燃料とすることごみがそのまま

残っておりますので、収入についてはさほど大きな変わりはないのではないかというふうに思います。ただ、事業者にとっては、立ち下げ、立ち上げに灯油を使いますので、灯油の費用がかさむというようなことはございます。

あと、水銀の関係で、炉停止をしたときに水銀がどうなるのかということをご質問いただきました。ごみにつきましては、途中でとめるわけにはいきませんので、ごみのホッパーの中に入ってるごみについては全て焼却をさせていただきます。これについては、その焼却するまでそういう活性炭を吹き込みまして同じ状況でやっていくというふうなことでございます。

私からは以上でございます。

○議長（青山憲司） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 私からは、11条の関係でご報告をさせていただきます。

一般の住民の方がごみを搬入された際のご意見、ご質問がありましたので、紹介をさせていただきます。

先ほど議員がおっしゃったように、ごみの計量、また、料金の支払いの際に、なぜ自動車から下車をしなければいけないのかといった内容が一番多うございました。そのほかには、プラットホームにおけるにおいがきついか、それから場内が広くて動線がわかりづらいとか、受け入れ担当者、それから検査員の説明が統一されていないんじゃないかと、これについては人によって指導に差があるという意味でございますが、統一されていないんじゃないかといった意見をいただくことがございました。こういったことにつきまして私どもは、その都度、計量カードや料金の安全な受け渡しのための下車をしていただく必要があるということを最初の計量で説明を行っておりますし、また、運営事業者に対して、さきのおいへの対策でありますとか案内標示の追加設置、それから職員同士の基準の統一、目合わせといったものの指示をいたしております。

そういったことを少し具体的に申し上げますと、まず、車からおりることの説明であります、議員もおっしゃったように、豊岡清掃センターでは確かに窓越しで現金のやりとりを下車せずにしておったことがありましたので、豊岡から持ち込まれる方の意見、質問が多かったわけです。車両が計量器の近くや建物に近づきますと、衝突の危険性がございます。ですから計量カードや、お金の安全な受け渡しのための下車であるということを料金係のほうで十分説明をいたしております。

それから、おいへの対策でございますが、運営事業者のほうに指示をした内容ではございますが、この原因として考えられますのは、さきにおっしゃった他の施設に比べて下水道汚泥が搬入されていることがまず第一だと思います。それから食品残渣などの臭気指数の高いものが分析により多く搬入されていることが言えます。それから1炉稼働や全部休みのときに機械を回さないの、臭気の指数が高いことが言えます。こういったことに対して運営上の対策といたしましては、ごみの攪拌を頻繁に行う。ただ、頻繁に行うわけですが、一般の方が搬入されている時間を除いて夜の間に、時間帯を変えるということでもありますとか、プラットホームでの消臭剤を散布をすること、プラットホームの側溝があるわけでもありますけども、清掃の頻度をふやす、それから、さきもありました下水道汚泥が入ってまいりましたら速やかに上からごみをかぶす、汚泥が入ったら

上からかぶってしまう、こういったことを運営上の対策として行っております。

それから、施設自体への改善であります、プラットホームでのゲート、間口が大きい扉を開け閉めしますけども、こういった時間を短縮すること、プラットホームでの換気の改善をすること、それから脱臭装置の運用を変えること、これはタクマのほうの提案でございますが、こういったことを業者のほうで提案をして現在しております。それからまた同時に、我々だけではできませんので、構成市町に対して下水道汚泥の脱臭の対策を依頼をしとることもあります。

それから、案内標示板のことでございますが、数値をとおっしゃいましたけども、ちょっと数字のほうは何件かというのは把握しておりません。ただ、搬入車両から見えやすい場所に、こちらのクリーンセンターの施設の名称自体の標示でありますとか直進ですとかカーブ、それから矢印、こういった動線の標示はふやすように指示いたしております。

それから、案内でありますけども、混雑が予想されましたこの5月でありますとか連休前、こういったときには、職員のシフトを変えまして職員がそこに直接立って、走行車線に立って誘導するといった体制でトラブルのないように行っております。また、料金の係におきましても、初めて搬入される方に対して、初めてですかと常に聞いております。そこで図面を示して搬入ルートを説明してるということをしてしております。

それから、職員の目合わせですとか職員同士の基準のことでございます。構成市町でこれまでつくられ、住民に配布されております「分別とリサイクルの手引き」でありますとか「ごみの分け方・出し方ハンドブック」、それから「ごみ辞典」、こういった資料をタクマのほうに提供いたしましたして統一を図っております。また、事業者のほうは、4カ月間、試運転を行っております。8月の運営の開始に先立ちまして試運転の期間中にタクマの職員が話し合っ、どういった事例があったかというのを、まとめてタクマのほうで指導事項を整理して受け入れ品目の目合わせという資料をつくって、説明にばらつきがないように職員の教育をして基準の統一を図っているというところでございます。以上でございます。

○議長（青山憲司） 14番上田伴子議員。

○上田伴子議員 上田です。1つ目に、においの対策ですけれども、まず、下水道汚泥のことが考えられると、それが一番やっぱり大きいのかなと今答弁を聞いていて思ったんですけれども、その対策として、下水道汚泥を入れた後に、ごみをすぐ入れるというようなことをしたりとかいうことがありましたけれども、そんな都合よくいくんでしょうか。

○議長（青山憲司） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 下水道汚泥を搬入する扉と、一般車両がごみをピットに落とすゲートは違います。ピットに下水道汚泥が入ってきまして、そこを目がけてごみクレーンで一般のごみを下水道汚泥の上にかぶせると、そこでにおいを抑えるということを申し上げた、そういう意味でございます。

○議長（青山憲司） 14番上田伴子議員。

○上田伴子議員 それだけでは多分においがなかなか少なくなるということはないと思うんですけれど

も、ただ、何点かの、プラットホームの清掃を頻繁にしたりとかプラットホームを脱臭したりとか、各構成市町のほうから来る下水道汚泥に対してそこでの脱臭ということがありましたけども、下水道汚泥の脱臭というのはどのようなことをされるのでしょうか。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 消臭剤をかけて脱臭するという意味でやってます。それで、現在ごみピットの中を消臭剤を実はかけてるんですけども、従前は満遍なくかけてたんですけども、下水道汚泥が入っている付近を集中的に消臭剤を使うというかけ方をすると、においをサンプリングをしまして、それに一番消臭効果の高い消臭剤を使うということで、消臭剤を変えた経緯もございます。

○議長（青山憲司） 14番上田伴子議員。

○上田伴子議員 先ほど1質のほうでちょっと申しましたけれども、岩井の施設でエアカーテンというもので遮断していたというようなことをちょっと聞いたことがあるんですけども、そのようなことについてはどうなんでしょうか。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 当然、エアカーテンの趣旨は、その施設外ににおいを出さないという意味で、中を閉じ込めてしまおうということでエアカーテンを使うということですので、においが外に拡散されませんので、エアカーテンをすると逆にプラットホーム内の臭気が高くなるという傾向にはありますけども、今回の施設もエアカーテンを持っております。

○議長（青山憲司） 14番上田伴子議員。

○上田伴子議員 なかなかこの臭気を、強い臭気がやっぱり汚泥と、それから食材ですか、食材なんかのにおいは大変きついですから、今までよりも、岩井の施設よりもやはりたくさんのごみ、また、汚泥までも持ち込んでのごみですので大変だと思いますけれども、やはりそこにごみを持ってくる一般の方たちもおられますし、ごみの業者についても、そこにおいがきついということは、その間そこで作業をしなければならぬ方たちも大変ですので、消臭効果の高いものを研究していただいて消臭に努めていただきたいと思います。

次に、先ほど説明であったんですけども、職員の方の説明がいろいろと、いろんなところから初めて集められた職員の方の業者とかごみ搬入者に対する説明が不統一だということでありましたけれども、始まるまでにそういうことの研修とかはされていたにもかかわらず、そういうことが起きてしまったということでありましょうか。

○議長（青山憲司） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 作業員の方は、タクマ側と私どものほうの組合の3名の臨時職員がいらっしゃいます。どの方も、ほぼ4月から、タクマのほうでは3月ぐらいだったと思いますけども、私どものほうの検査員については4月1日からの採用でございましたので、そういった指導というのは4月からというふうになっています。そこから物を見て一緒になって勉強していくというような流れでございました。

○議長（青山憲司） 14番上田伴子議員。

○上田伴子議員 わかりました。それじゃあ、確認ですけども、今は、もうそういうことについてはトラブルはほとんどなくなったということによろしいのでしょうか。

○議長（青山憲司） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） プラットホームにおけますにおいでありますとか、それから動線がわかりづらい、それから説明がばらばらだといった意見というのは試運転の最初のほうの事実でございます。ですから今は、そういったことはほとんどなくなっておるとご理解いただいたら結構です。

○議長（青山憲司） 14番上田伴子議員。

○上田伴子議員 苦情の中身の中に、搬入道路の途中で何か立ち小便をしているというようなのがあったんですけども、あそこの結構搬入道路、長いので、車が混み合うときとかに、やはりずっと車がストップ、収集車とか一般の持ち込みの方がストップしてしまうことがあるのかなと思うんですけど、そこら辺の混み具合についてはどうだったのでしょうか。そういう事象が起こるとということは、すごく混みがあって車がスムーズにいかなかったからそういうことが起きたということなのかどうか、そこら辺をお願いします。

○議長（青山憲司） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 今の件につきまして関連して申し上げますが、搬入車両の状況を定期的に地域のほうで監視、確認いただくということで、県道の入り口のところに監視施設という施設を地域の活性化も含めまして設置を組合がしております。4月から8月までに101名の方が活動、監視をいただいておりますが、その中の報告の中で今言った立ち小便の件は出ております。それ以外に、パッカー車の後部をあけたまま走行している、それから後部扉がぐらついている、シートがなくて落下防止がなされていない、こういった電話を北但組合のほうにいただきますので、私どものほうは、こういった通報がありましたら、そこで、電話をいただきましたら、すぐ計量のところで運転手の方に指導すると。その立ち小便については、直接は、後で聞いた内容ですので、存じ上げておりませんでした。

それと、その進入道路が混むというような案件は一度もありませんでした。以上でございます。

○議長（青山憲司） 14番上田伴子議員。

○上田伴子議員 了解しました。

先ほどの水銀のこととか一酸化炭素の濃度が上がったことでの稼働停止の件ですけども、地元は、管理者が先ほどおっしゃいましたが、一々議会に報告する必要もないし、大したことでもなく、大変そんな大げさに言うような事故でもないし、何も大きな事故は起きていないというような認識ですとおっしゃいましたけれども、やはり事、水銀に関しては大変な事象であると思います。水銀の濃度の値に対しては基準値は決まっていないというさきの議員のときの答弁でありましたけれども、今、水俣の関係で濃度もこれから決まっていく方向性であると思いますし、やはり水銀に関しては、もうびりびりとしたそういう緊張感でもって接していただきたいと思いますと思いますが、そこら辺ではどうでしょうか。

○議長（青山憲司） 中貝管理者。

○**管理者（中貝宗治）** 緊張感を持って接してるからこそ運転を停止してるわけでありまして、先ほど、そもそも基準がないということを担当のほうは申し上げておりますけれども、それでもかなり厳しい自主保証値というものを決めて、そしてそこが超えそうになっているのでとめて、そして外へ被害が出ないようにうまくやりましたという、そういうことであります。ですけれども、保証してるわけですから、地元の方々に対しても、しかもとめるということをお約束してるわけですから、とめましたということをちゃんとお伝えをしている。しかしながら、議会との関係において、それを一々ご報告しなければいけないようなことかという、そうではない、安全運転に努めましたということではかないということをお知らせしています。先ほど車の話でしましたけれども、30キロを超えそうになってとめましたということを議会は、わざわざそれを報告しろとおっしゃるのかどうかということだろうというふうに思います。

○**議長（青山憲司）** 14番上田伴子議員。

○**上田伴子議員** そちら辺は、ちょっと見解が違うんですけども、水銀に関しては、微々たる値でありましても体に残っていくものでありますし、大きな問題であると思っておりますので、地元への説明、議会への説明はやはり早くにされるべきであると思っております。

その水銀を吸収する活性炭、大変値段もかかるということでありましたけれども、そのことについては、70%から90%の割合で水銀を吸収するという答弁でありましたけれども、このことについては、さらにもっともっと性能の高い活性炭が開発されていくというようなことで、それを逐次購入して使っていくという方向でありましようか。

○**議長（青山憲司）** 暫時休憩いたします。再開は午後1時。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○**議長（青山憲司）** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中の14番上田伴子議員の質問に対する答弁をお願いします。

谷事務局長。

○**事務局長（谷 敏明）** 水銀除却に関しての活性炭についてお尋ねをいただきました。

活性炭につきましては、広く使われているわけですが、例えば、この施設も使ってますけども、脱臭剤として使ってみたり、水の浄化剤として使ってみたりしております。今回、品物を変えらるというものにつきましては、水銀に特化して活性炭にコーティングをします。これは何をコーティングするかというのはちょっと存じ上げませんが、そういうものをしたやつを、水銀専用みたいなものの活性炭を使って除却率を高めていこうというふうなことを計画をしまして、異常値に上がったときに緊急に10キロ、20キロという活性炭を投入するわけですが、その活性炭をコーティングしたものに入れかえていこうということで、在庫がなくなってきょう実は品物が入ってきたということです、これからもうそっこのほうに使っていくと。定例的に活性炭も投入してありますが、それについては、従来型のやつで対応していこうというようなことで現在は計画されてるというようなことでございます。

○議長（青山憲司） 14番上田伴子議員。

○上田伴子議員 ただいまの答弁にありました活性炭ですけれども、資料によりますと、70%から90%の吸着率だということでありましたが、これからさらなる吸着率の高い活性炭を探して使っていくということではありますが、そういう精度の高い活性炭というのはこれから先、探し得ることができなのか、そういう研究が進んでいるのか、そこら辺あたりはどうなんでしょうか。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私どもがしなくてはいけないのが、そういう水銀を含む危険ごみが焼却の中に混入するというのを、まずは発生源から絶たなくちゃいけないということでございますので、そういう啓発活動を十分にやっていくということが大事だろうというふうに思います。当然仮に入ってきたときには、それを押さえ込む手段として活性炭を使うわけですので、吸着率の高いものが今後出てまいりましたので、そちらのほうに切りかえていただくよう運営事業者のほうには要請していきたいというふうに考えております。

○議長（青山憲司） 14番上田伴子議員。

○上田伴子議員 70%から90%といえば幅も広いですし、本当に水銀がもしこれから先も間違っ入ってくるようなことがあれば、そういう処置をしていかなければならないと思いますので、100%やっぱり水銀を除いていくという方向でしていただきたいと思います。

また、ごみに混入しているという説明の中で、さきの議員のときだったかと思いますが、結構たくさん体温計とかボタン電池とか血圧計が混入していたのではないかと推測されるということでありましたが、そういうたくさん体温計、ボタン電池、血圧計が混入するということら辺では、どういうごみの中からは考えられるんでしょうか。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 先ほど答弁させていただいたのは、例えば、体温計であれば、もう1本で50マイクログラムを出てしまいますので、そんな大量じゃなくても、1本でも今の我々が言っております自主保証値を超過する可能性が十分あるというようなことでございます。

○議長（青山憲司） 14番上田伴子議員。

○上田伴子議員 そしたら、1本でも大量の水銀が出てきてしまうということでありましたら、なかなか業者に指導を徹底するという方向でも、混入しているかどうかということら辺は推定でありましたし、その混入するということら辺をなくしていくところの業者の指導というものなかなか難しいとは思いますが、そこら辺の見直しはどう思っておられるんでしょうか。

○議長（青山憲司） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 大量ではなくて、1本でも自主保証値になるぐらい、それぐらい自主保証値を厳しくしているというふうにはここはご理解をください。この巨大な施設の中でたった1本体温計が入っただけで自主保証値を超えるようになるぐらい、それほどこの施設はぴりぴりとして水銀対策をしている。しかし、実際の環境に与える水準というのは、たった1本の水銀値でありますので、事故というほどのことではないということをお先ほど申し上げたところです。

ボタン電池ですと、さっき500個って言った……（「552個」と呼ぶ者あり）ボタン電池ですと500個ですから個人の方が入れるということはありません。それから業者の方が故意でなければ、例えば、電気屋さんとかが回収をして、よっぽど故意でなければ500個というのはあり得ませんから、それからいくと、推測ですけれども、体温計が1本入ったと考えることのほうが確率が高いだろうと。こういうことでありますので、つまり防ぎようがないと、正直なところ。これからさらに、北但行政はもちろんでありますけれども、構成の市町から住民の方々に対して、たった1本でもこうなると、逆に、それぐらい神経を使ってることをお伝えしながら、燃えるごみの中に出さないように、ちゃんと別途の出し方をしてくださいということをお願いしていく必要があります。

ただ、そうはいつでも、うっかり出す方だってあります。そのチラシを見ない方だってあります。したがって、今後もあり得ると考えなければならないと。あるいは、一酸化炭素でもそうなんですけれども、要するにプラスチックであったりとか油が大量に入っていると一気にばあっと燃えます。燃え過ぎますので、酸素が足りなくなって不完全燃焼がその後起きて一酸化炭素濃度が高まる、これはあり得ることなんです。ですので、あり得ることに対して、できる限り、普通ならば自動の運転で自主保証値の中に入るように設計されているんですけども、あり得ることですから、そのときには助燃剤を入れて、例えば、生ごみがあって、そちらのほうで燃えにくくて不完全燃焼が起きて一酸化炭素濃度が上がる場合には助燃剤を入れるだとか、あるいはごみが多過ぎるとすれば、少しそれを減らすだとかというような努力をして自主保証値に抑えるようにし、それでもなお超えそうであれば、とめるということも含めて、その対応も含めて自主保証値に抑えますということを保証している。したがって、さっきの議論の続きのようなことですけれども、とまるということは、決してその意味では事故ではなくて、まさに自主保証値を保証するという通常のいわばランニングの一つとしてとめている。したがって、これは事故ではないということについても、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（青山憲司） 14番上田伴子議員。

○上田伴子議員 管理者はそうおっしゃいましたけれども、地元の方にしたら、私もこの施設ができるときの経緯に関してはあんまり知識はないんですけれども、いろんな中で、苦渋の選択の中でやっぱり地域の方が受け入れられた施設でありますので、事故ではないっていう言い方をされましたけれども、そこら辺では、自主保証値を守ってやっていくという、そういうことで運営をしていくという約束をやはり地元の方と交わされたのではないのかと思います。これからですけれども、本当に地元の人たちの大きなそういう決断の上に建設された施設ですので、やはり地元の人たちにわずかな不安も残さないように、そういう施設運営をしていっていただきたいという思いを述べて、質問を終わります。

○議長（青山憲司） 以上で上田伴子議員に対する答弁は終わりました。

次は、4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 4番、中井次郎でございます。一般質問をさせていただきます。

最初に、搬入・処理における報告すべき事項、運営協定第11条に基づく報告についてお尋ねをい

たします。

議会運営委員会の資料を見ますと、苦情は2件ということで書いてあるわけですが、その後、資料請求をしたところ、一旦停止をしない道路法規の問題も1つは出ているわけで、一旦停止をしないとか県道から入るときには対向車線にはみ出しているとか、こういうことについても地元民から苦情が寄せられているということですが、この対応についてはどのようにやられるのか。1つは、一旦停止と県道からの対向車線へのはみ出しは、これについては具体的にどうするかということについては資料を見る限りではないわけで、これについてお尋ねをいたします。

次に、運営協定7条に基づく報告。これは稼働の停止であります。排ガスの水銀濃度が上昇したということですが、その原因は、燃やすごみの中に水銀入りの体温計などが混入したと、そのように原因を特定されています。そういう中で、先ほどからそのやりとりもございましたけども、私は、その他の焼却ごみ、例えば下水道汚泥、事業所から出るごみ、それに加えて、廃プラスチック、おもちゃ、こういったものが1つはその水銀が出る要素にはなっていないのかと、その点をお尋ねいたします。

それから、もう一つは、住民とか施設運営委員会、そして議会への報告でありますけども、たまに話になるかもわかりませんが、竣工式の当日に炉がとまっているというような状態は、私も全くそういうことは知りませんでした。中貝管理者は、それは事故ではないと。だからそういうことも本来ならば必要がないというような言い分のようにありますけども、そうすると実際には私は事故とはどういう考えをお持ちなのか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。そこからお答えください。

○議長（青山憲司） 一通り全部やっただけですか、質問を。これで終わりですか。

○中井次郎議員 いや、これから後あれですけど、必要な分だけ一問一答行きますけど。全部流せということでしたから、3問をね。議長からの話ですから。

○議長（青山憲司） 答弁願います。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 事故というのは、例えば器具そのものに損傷を与えるようなこと、人的被害が出るようなこと、環境への影響が出るようなことということを考えております。

もうかどうかはすけれども、まずその環境、排出基準そのものが、環境への悪影響を及ぼすことから見ると、はるかに安全面で厳しく設定されています。さらに自主保証値は、さらにさらにさらに安全目に設定をしています。この自主保証値を保証するためには、もちろんその施設をつくるときの性能によってカバーできる部分があれば、先ほど来お話ししていますように、水銀の体温計が一つ入っただけでも上昇するようなことがあり得るわけでありますので、そのときには人的な対応でこれを保証値におさめるということで抑えています。

今回の場合には、先ほど言いましたように推定としては恐らく、水銀に関して言うと、体温計でありましょうし、それから一酸化炭素に関して言うと非常に燃焼の度合いの高い、カロリーの高いものが入っていたということだろうと思いますけれども、そのことによって上がりそうになったの

で、あるいは一時的に超えたので、それを運転で抑えた。つまりごく真っ当な運転をしている。これも車の運転の例でもう一度言いますけれども、30キロで走ることを前提にしていたのが、急な坂道になって31キロになりそうになったので、ルールどおりとめました。これを事故とは言いません。あるいは30キロになろうとしたので、まだ29キロだったかもしれないけれども、このままだと30キロになるかもしれないのでルールに従って車をとめました。これを一々事故という必要は全くないと思います。

ただし、森本・坊岡の方々には、こういったことについてはお伝えするというのをかねてから申し上げておりますので、その約束に従ってお伝えをしているという、そういうことになります。こういったことを絶えずお伝えすることによって、地域の皆さんとの高い信頼関係を築いていけることができるというふうに考えているところです。

ただ、当初、地元の皆さんへいつの段階でそのことをお知らせするかについて、こちら側は原因がはっきりしたからというようなことがあって、その間お知らせすることが遅くなりましたけれども、隠そうとしたわけではなくって、どのタイミングでお知らせするのがいいのかについて明確な合意が地元の側としてなかったと。今回のことを受けて、改めて細部にわたるルールをつくり、まずは第一報をして、それから整理ができた段階でお伝えするというふうにルールが細分化された、このようにご理解賜ればと思います。

○議長（青山憲司） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 私のほうからは、運営協定の11条に基づく苦情ということで、先ほど議員のほうから搬入車両が施設から出るとき、進入道路から県道に出るときに一旦停止をしない、あるいは搬入車両が進入道路に入るときに車線をはみ出すというようなことがあるということをおっしゃっていたんですけども、これは地元区の皆さんが下の監視施設に定期的に入っていて、そこで搬入車両のチェックをしていただいております。そのチェックのときにそういった事例がありまして、当然施設から県道に出るところには一旦停止の標示板と、道路にも、とまれというのを道路標示しております。あくまでもこの辺は運転される方のマナーによるものと思っております、決してその地元住民の方からの苦情というふうには受けとめておりません。

それともう一つ、水銀を含んでいるのは体温計以外のものも影響しているんじゃないかということのご質問だったんですけども、通常可燃ごみに混入されている漆器とか、あと朱肉、魚介類には若干の水銀が含まれております。しかし、これらの水銀は、水銀連続分析計で低濃度で平均的な数値で推移しており、常時一定量の活性炭を投入することで水銀濃度の上昇を防いでおりますので、先ほど言いましたように、体温計などの大量の水銀が含まれたもの以外が燃やされない限りは、こういった水銀濃度の上昇はないものと思っております。以上です。

○議長（青山憲司） 4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 それでは、個々の問題についてお尋ねをいたします。

この水銀の濃度が上がった問題でありますけども、谷事務局長にちょっと最初にお尋ねしたいんですけども、水銀と人体との関係はね、水銀の、要は水銀に関する水俣条約というのは、これの概

要が出ております。その中で、人への毒性が強く、特に発達途上胎児・新生児・幼児の神経系に有害。食物連鎖により野生生物への影響もあると、こう書いておりますけども、先ほどちょっと答弁を聞いていますと、特別問題がないと。これは今の自主保証値であれば問題がないという思いでしょうか。一体その水銀の混入問題、いわゆる大気中に排ガスに出てくる、こういった問題について基本的にどのような認識をされているか、一つはお尋ねをいたします。

特にこの資料ですけど、これも清掃工場の連続水銀事故の検証と課題ということで、これは東京の23区が運営するごみ処理場で200グラムからの水銀が出てきたということで、大変な問題になって炉を停止したと、一斉にですね。こういうことがあったわけですけども、その中で一つは書いてあるのが、この廃プラ焼却の問題とも関係があるのですか、このQ&Aの中で、おもちゃやゲーム、小型家電類、小型計測器類、例えば万歩計、体温計その他をそのまま可燃ごみに入れてしまうことも多くなっているのですと。実際、不燃ごみの混入率は、廃プラ焼却後、大幅に増加をしていると、こういった指摘もあるわけですね、私は4月1日以降、廃プラの要は燃やすごみの中に入れてもいいと、おもちゃなりもですね。私もちょっと孫のおもちゃを見てみたんですけど、やっぱりその中に電池だとか、いわゆるボタン電池なども入っているわけですね、それをやっぱり一つは収集の燃やすごみの対象から外すべきじゃないかと。これも分別にちゃんと回して喚起をする必要があるのではないかなと思うんですけども、その点はどのように考えておられますか。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まず、プラスチック製でできるおもちゃの中にボタン電池が入っておって、それが燃やすごみとして出されるというご認識ですけども、それは燃やすごみの中に入れてもらっては困るわけで、ボタン電池はボタン電池で出していただいて危険ごみの中に入れていただくというルールになっておりますので、そういうふうにやっていただきたいというふうに思いますし、おもちゃに水銀が含まれる塗料が塗られているかといったら、私はそのようなことはないと思いますけども、廃プラスチックを燃やすことに関しては特に私どもの知識の中では問題ないというふうに思っております。

それと、水俣条約の話から、どういうふうに自主保証値の値を認識しているのかというお話ですけども、そもそも国に関しても、大気汚染防止法の一部改正する法律案等今、策定をされていまして、閣議決定あるいは法律を目指して国会に上程するというようなことの動きがありますけども、現在はそういうことに成案としてなっていないという現実があります。ただありますのは、有害大気汚染物質にかかわる指針値ということで水銀が、平均値ですけども、年0.04マイクログラム、1立方メートル当たり以下ですというふうな決まりがありますので、これは環境基準に並ぶものだろうというふうに私ども捉えておりますけども、さきの議員でもご答弁させていただきましたけども、仮に私どものほうの今の0.05、50マイクログラムになりますけども、その値が煙突から出されたとしても、環境大気拡散してその値は今の0.04に対して80分の1ぐらいの値でしかかなり得ないということでございますので、十分安全なものであって、特に水銀を無視してやったものでなくて、これ他の施設では余りこういうふうなことまでやっているところはないと思いますけども、画期的な水

銀対策を行っているのだなというふうに自負しているところでございます。

○議長（青山憲司） 4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 そうしますとね、自主保証値なりが大変厳しいものだという答弁をなさるんですけども、そうするとね、実際に人体に影響を与える数値というのは幾らなんですか。何かどうもね、自主規制がきつい、きつい、だから問題はないんだと、それぐらい厳しくしているんだと、こういうご認識のようですけども、要はこれまでからいろいろと、タクマならタクマの機械というのはこういう形でやっていますよと、だから一つは安心をしてくださいとね、そこから出ないようにしますよと。それはね、何も事故だということかどうかは見解が分かれることですけどね、それぐらい厳しくやっていますよと。ならば人体に対する影響がある数値というのは一体何ぼなんやと、そこから上に上がっても何も問題ないんだというお話ですかということ。言葉尻を捉えて申しわけないですけどね、何か聞いている限りはどうも意味がね、それだったら自主保証値をなぜ決めたのかということについてね、ぜひね、根本的な考え方を教えていただきたいんです。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 今お尋ねになったのは、環境基準自体の決定根拠ということだろうというふうに思います。指針値というのはそれに類推する数値ですので、環境基準値の決め方ですけども、環境基準値というのは、その対象の方が70年間、同一の条件下に生活をされて、10万人に1人に健康被害が出るおそれがある数値をもとにして決められた値が環境基準値です。ですから、例えば50マイクログラム以上の状況が絶えず70年間続いて、その中にずっとおって生活をしたら、10万人に1人健康被害が出る可能性があるという数値ですので、今、瞬時的にこういうような状況になっていますけども、それが今言ったような値ではありませんので、何ら問題にすることは無いというふうな言い方をさせていただいています。

○議長（青山憲司） 4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 結局水銀の値というのは、それぐらいいわば人体に大変な影響を与えるということですね、過去の水俣病とか、そういうものを含めて、その認識の上でこれぐらい厳しいやっぱり数値が出ていると理解をしておるところであります。

それから次にちょっとお尋ねしますけども、排ガスの一酸化炭素濃度が上昇したと。この中でお聞きしたいのは、タクマの自主保証値25ppmとなっていますけども、環境基準、環境省でありますけども、20ppmになっております。自主保証値が低いのはなぜなのでしょう、この点ちょっとお答えください。

○議長（青山憲司） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 今、タクマの自主保証値と環境基準のことでお尋ねがありましたけども、まず環境基準というのは、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められました大気中の濃度であり、自主保証値は施設から出る排ガスに課せられている排出基準にまず相当いたします。先ほど議員のほうは一酸化炭素の環境基準を20ppmとおっしゃっていますけども、これは10ppmです。一酸化炭素の環境基準10ppmに対して自主保証値は

25ppmということで、その発生源と大気中の濃度をそもそも比較することは数字的にできないというふうに認識しております。

○議長（青山憲司） 4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 一定わかりました。

その中で、この運営委員会にも示された中で、先ほども質問に出ておりましたが、燃焼ごみの多い、少ないで作業対応が違ふと。運転操作手順が不明確であったということで書いてあるわけですね。この施設は、そういうことについて自動で処理をできる施設ではないのでしょうか。ごみが多くなれば、いわゆる酸素が行き渡らんとか、それから少なくなればまたそれも燃焼に問題があるというような話になるわけですが、これも当局からの資料でございますけれども、北但ごみ処理施設整備運営事業提案書概要版というのを出していただきました。ありがとうございます。この中で、ごみ質、ごみの量の変化に強い設備だと、こういった一つは書き方をなさっているんですけども、やっぱりこれとはちょっと違うのでしょうか。看板に偽りありでしょうか。ちょっとその点、お尋ねいたします。

○議長（青山憲司） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 焼却炉の運転は、基本的には自動運転が基本となっております。そこで排ガス濃度あるいは燃焼温度の各数値が自主管理値といたしまして、自主保証値より厳しい数字なんですけれども、自主保証値になる前に自主管理値というのを設定しております。その自主管理値を超えた場合は自動から手動に切りかえて操作をいたしております。ですから、全てが自動というわけではなく、この自主管理値を超えた場合に限り、運転員が手動で対応します。以上です。

○議長（青山憲司） 4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 このストーカ炉については、谷事務局長は、第92回の定例会の一般質問で、私のごみ全量受け入れについての試験期間は要らないのかという質問をしたところ、ストーカ炉は全国で300カ所動いており、ごみ処理施設性能指針は十分に満足していると、こういうことを答弁なさっておりました。今回の事態は従業員の判断ミスとか研修不足、こういったことを言っておられるわけですね。本当にこれに尽きるものなのでしょうか。特に私はこの提出していただいた資料の9月24日付の状況報告、ほくたんハイトラストから出た報告書でありますけれども、原因は焼却ごみ量が多かったため、焼却に必要な空気、酸素の供給が間に合わず、不完全燃焼となり発生したものと考えます。なお、その際、二次押し込み送風機のインバーター出力が100%となっていたことから、焼却に必要な空気を炉内に吹き込むことができない現象が生じていますと。これはどんな内容でしょうか、ちょっと詳しく説明してください。

○議長（青山憲司） 暫時休憩します。

休憩 午後1時35分

再開 午後1時37分

○議長（青山憲司） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 詳細について事業者のほうに確認させていただいて、後に答弁させていただきます。

○議長（青山憲司） 4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 引き続き質問させていただきます。

下水道汚泥を今回、4月1日からは炉内に投入しているわけですが、午前中のいろいろと質問に対する答弁やございました。常識的に考えて、一体どの程度のこの汚泥に水が含まれているか見てみますと、脱水汚泥について、最低71.1%から最高87.2%、いわゆる3つの自治体の処理場の。そうしますとね、本当にこういうものが入ってきて温度を急激に冷やす役割をしていないでしょうか。水分を含んでいる生ごみに、また87%も水が入っている汚泥をね、かけて攪拌するのは攪拌するでしょうけども、反対にごみ自体を一つは冷やす役割にならないのかね、これはどうお考えでしょうか。私は今回の一酸化炭素濃度の上昇はここにあるのではないかと、このことがね、やっぱり一番大きな問題ではないかと思えますけども、それはどうお考えでしょうか。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まず、一酸化炭素濃度が自主保証値を超過したという一番の原因は、やはりごみ質を均一化を図るということで攪拌が不十分であったんじゃないかなということが一番大きな原因だというふうに思っております。急激にごみ質が変化することによって、その制御自体がごみの蒸気流量によって制御しておりますので、ごみの量と持つエネルギー、そのカロリーによって制御しておりますので、そこで空気量が変わってきてしまいますので、そこら辺から一酸化炭素濃度が上昇するというようなことでございますので、一番の原因はそこにあります。

今回、下水道汚泥を取り上げられておりますけども、燃えるごみに対しまして下水道汚泥というのはやっぱり水分を多く含んでおります。焼却時にごみに対して下水道脱水汚泥の割合が10%未満であれば、以下であれば運転に影響しないということが株式会社タクマで実証されておまして、ストーカ炉というのは、構造自体は乾燥段と、燃焼段と、後燃焼段ということに3つ分かれておまして、そういう水分の多いものに対しても乾燥段において乾燥されて燃焼段に移行していくというふうなことでやられておりますので、特に10%以下であれば、この炉内温度に影響するものではないというふうに思っております。

ちなみに28年度焼却ごみ量の予定ですけども、3万7,918.75トンに対して下水道の脱水汚泥は2,312.25トンで、その割合は6.1%というような割合になっております。

○議長（青山憲司） 4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 常識的に考えればということで、タクマならタクマの見解は見解ですけども、だけどやっぱりね、本当に下水道汚泥なんかを放り込んでね、果たしてそんなもんで水ぶっかけたようなもんでね、燃えるのかというのをね、常識から考えてもそうだと思うんですけどね。本当にあれですか、ただごみが多いだ少ないだ、そういったことでね、それこそ運転員なりそういう方のミスでね、なったのかね。いわゆる再燃バーナーというんですか、そういうものもね、一体どんなときに使うことになっているのかね。ちゅうちょするようなことがあったというような話ですからね、こ

れ。どんなマニュアルになっているんですか、そういったところは。きちっと4カ月間なら4カ月間、4月1日から全量受け入れをやられて、5、6、7、8とやられてきたわけですね。その中でね、十分現場にあつていろいろと色々な事態もあったと思うんです。そのことをやられているのに、そのベテランの4カ月間やられた方でもそういう状態であったということはね、やっぱりね、いろいろと問題があるんじゃないかなというあれがするんです。300カ所動いているから現実に問題がないというような話なのかね、そこら辺のどこをどう思われますか。管理者は事故でないと言われるけども、やっぱり何か不具合がね、頻繁に出てくると違いますかと、そのようなあれで見ているんですけど、私は。

○議長（青山憲司） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） この北但ができる前に、議員の地元でもストーカ炉が動いていたはずでありまして、どうだったのかということをお考えいただければと思います。

それと、下水道の汚泥の話をいただきましたけど、タクマの見解ではなくて、タクマの実証です。実際にやってそうだとことが証明されているということでありまして、もし仮にこの下水汚泥が原因であるとする、もっと頻繁にとまってなければおかしいというふうに思います。

先ほど申し上げましたように、実際に直近のものと、多分油だろうと思いますけれども、それをかなりの量が入ったものが燃えていると明らかでありまして、下水道の汚泥にこれを求められるというのは合理的な考え方ではないと、このように思います。施設全体の信頼性に関して言いますと、これも繰り返になりますけど、ちゃんと動いているからこそ炉をとめているわけでありまして、その結果別に特に環境に何の影響も与えるわけでもない事態でおさまっている、極めて適切に動くシステムであり、そして適切に動く運営体制であると思っています。ただ、立ち上げのところで実際そのルールの解釈上の違いでありますとか、若干の操作のまだ未熟さがあってということはおっしゃいますけれども、こういったことは直ちに解消できるものと、このように考えております。

○議長（青山憲司） 4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 新温泉町の確かにごみ処理施設がありましたけれども、そこでは特別そういう問題はなかったと、私は大体見ております、そういう具合に、過去。それから、1つは、これだけ中貝管理者は問題がない、問題がないと言うわけですけども、実際にそれだったら1カ月なら1カ月でも職員研修なら研修という形で再教育だと、こんな話がね、実際に4カ月から運営をされていて、なぜそういうことになるのかなというのがね、私の率直な思いなんですけど、それはごみだつていろいろと地域によって違うわけで、それこそ水産加工の多いところだったら当然水が多く含んだごみが出てきますし、都市部だったら都市部でまた違うでしょうし、同じストーカ炉でもね、当然そういった違いが出てきて当たり前だと思うんですけど、やっぱり。

それともう一つ、いろいろと問題がない、問題はないと言われるけども、運営協定なるものをそもそも結ぶ意義というのはどこにあったんでしょうか。管理者の話の聞いているとね、特別そんなものね、なくてもいいがなというような極端な話にまでね、なりそうな話で、あなたは大丈夫だ、大丈夫だという話をね、しはるけども、やっぱり地域の住民の皆さんはやっぱりそこら辺のどこを

ね、本当に自主保証値を守ってくれるから私たちは安心してはいるんやというのが率直な気持ちじゃないですか。そこら辺のどこをどう思われますか、全体の話ですけどね、これ。

○議長（青山憲司） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） まず、議員の地元のもともと問題はなかったとおっしゃった、その機械よりもこの機械のほうがはるかに高性能であります。何が問題なのかというと、はるかに厳しい自主規制をつけているのでとめるという事態が起きているだけでありまして、議員の地元にあったものより今の施設のほうが悪くって、信頼性が悪くてこの事態になっているわけではないということ、ぜひこれはご理解賜りたいと思います。はるかに性能がよくって、別に豊岡のものに比べてもはるかに性能がよくって、しかしながら安全運転をとるための基準をはるかに厳しくしていますので、今回のような事態が起きていると、そういうことだとぜひご理解を賜りたいと思います。運営協定なんか要らないんだと言ったことは一度もありません。もうぜひ撤回をしていただきたいと思いません。

何のためにこれを今まで私たちが努力をして、地元の方々と運営協定の内容について議論してきたのかと。まさに少しでも疑念を抱かれることがないように、はるかに厳しい運転を私たちはやりますということをお示しをして、そして理解をいただこうとしてきた、その努力のいわば結晶が運営協定であります。そして今回、運営協定を守っているからこそ運転をとめるということをして、そしてちゃんとそれをお伝えをしている。私が申し上げているのは、そのことを一々議会に言う必要はないでしょう。こういった定期の議会のときにご報告すれば足るようなことですよということをお示ししているわけでありまして、地元との関係では極めて誠実に私たちは守ると言ったことを守る、実際に運転をとめるとか、やりながら守っているわけでありまして、そのことについて議員から批判を受けるようなことは、私は全く必要がないと、このように思います。

○議長（青山憲司） 4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 管理者、ここの運営協定の中にはね、いわゆる原因を速やかに究明し、7条のね、2項、委員会に報告すること。それから11条については、速やかに必要な措置を講じということを書いてあるわけですね。速やかというのが、私は当然1カ月なのかどうなのかね、そうじゃないと思うんです。今回の事故についてはちゃんとしたね、やり方をやられました。もう運営協定がないようなというような極端な話では、それは撤回しますけどね、だけでもあなたの話を聞いていたら、いやいや、そんなもんね、地元にもどういふ今後やり方をするのか、あなたはルールを変えたと言いましたね。要は、はっきりとした文言にして地元で報告するなら報告することについては、何日以内だとか、そういうことで決められたということですか。ルール化しましたという、曖昧なところがあつたからといって言われたじゃないですかね、そのことをちょっと聞かせてください。

○議長（青山憲司） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） まず、今お示しになったルールは、原因を速やかに解明をして、そしてそれを地元の側に、地元というのは森本・坊岡に伝えることというふうに運営協定に書いてあります。ですので、最初の段階では、原因が解明してからお伝えをした、こういうことをやりました。しかし

ながら、地元の側で初めてのことでありましたのでやりとりをすると、まずは一報欲しいという、そういうご希望でありましたので、そのような運用をすることにして、もちろん速やかに原因は究明をして、わかり次第お伝えするというようにした。ルールを変えたのではなくて、もともと曖昧なルールを明確な形にしたということではございません。

そして私、何度も言いますが、大したことないから伝えなくてもいいなんて一度も言ったことはありません。もう繰り返しますが、地元とのお約束ですから、ちゃんと約束どおりお示しをしています。しかし、議員は、これは事故だから議会に直ちにその報告しろとおっしゃるので、これは事故ではなくて、議会に関して言うと直ちに一々お伝えする必要はなく、議会のあるたびごとにあるとか、まとまったときにお伝えをすれば、議会との関係ではそれでいいということをお願いしています。もちろんこれが人身事故につながるようなことであったり、あるいは機械が損傷するようなことがあったり、あるいは環境基準を超えるようなことがあるのであれば、当然議会の皆さんに対しても、市民の皆さんに対しても直ちにご報告をする、その姿勢についてはいささかも変えるつもりはありません。

○議長（青山憲司） 4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 一報をという話ですから、当然な話だと私は思います。住民にとっても遠い施設に、新温泉町民にとっても遠い施設になりまして、やっぱりそこがきちっとどう運営されているか、それから当然収集運搬については各町の各自治体の責任になるわけですが、本当に業者の方も四苦八苦しているのが実態であります。今後ともきちっとした指針について運営を求めていきたいと思っております。以上で終わります。

○議長（青山憲司） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 先ほど二次押し込み送風機のインバーター出力が100%になっていたのに、なぜ不完全燃焼になったのかという状況報告のどこなんですけども、それについてご説明させていただきます。この押し込み送風機、焼却炉内に空気を送り込む装置なんですけども、これは確かに出力が100%と出ている、実際まだ120%、130%の空気量を押し込める容量がありました。ただ、運転員がレンジが100%となっていたので、その後の操作を行わなかったために空気量が不足したということです。この機械の操作を詳細に知っていた運転員であれば100%以上の空気量が押し込められたので、こういった不完全燃焼は生じなかったものと思っております。以上です。

○議長（青山憲司） 以上で中井次郎議員に対する答弁は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は午後2時5分。

休憩 午後1時53分

再開 午後2時05分

○議長（青山憲司） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次は、2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 議席番号2番、谷口眞治です。さて、今議会の一般質問でありますけども、2項目を通告しております。通告に従って質問いたします。

第1の項目でありますけれども、管理者報告がありましたように、クリーンパーク北但が8月1日から正式稼働をいたしました。しかし、水銀と一酸化炭素の排ガス濃度が自主保証値を超え、焼却炉を一時停止した。管理者は事例という言い方しておりましたけど、私はあえて排ガス事故発生問題ということで質問したいと思います。

まず、(1)でありますけれども、情報公開が極端に遅い、情報の隠蔽のおそれがあるんじゃないかという点であります。以下5点、これは細かく通告してありますので、ひとつ明快にお答えを願いたいと思います。

まず、①地元坊岡・森本地区への報告はどのように行ったか。なぜ1カ月もおくれたかという点であります。多少重複しますけど、まとめという意味でお願いします。②でありますけれども、御又、河内、小城、林区等近隣地区、また近接の小学校などへの報告はどうだったか。さらに竹野川下流地区への報告はどうかという点であります。それから、3点目でありますけれども、議会への報告がなぜ2カ月もおくれたのか。④「ほくたん便り」22号は竣工式を中心に編集されておりますけれども、事故に一切触れていないのはなぜか。5点目が、竣工式当日に式典だけでなく、施設見学も行いましたが、焼却炉停止の報告が一切なかったのはなぜかということであります。これが(1)の情報公開の関係であります。

(2)であります。水銀・ガス事故についてであります。4点伺います。

まず、1点目です。水銀は一般廃棄物の中に水銀体温計等の混入が原因であるとして特定をしておりますけれども、なぜか。さらに、一般廃棄物、産業廃棄物の混入、これはどのように特定をされるのかという点についてお答えください。

それから、②として下水道汚泥でありますけれども、この成分検査はどうなっているのか、行っているのか行っていないのか、その点についてお願いします。

それから、③であります。水銀のいわゆる法規制がないという問題でありますけれども、先ほどの同僚議員等の答弁の中でも、当局のほうも一応この辺については国の動きを報告されましたけれども、環境省の第7次環境中央審議会答申によって指針値を定めております。このいわゆる指針値を守らなくていいのかどうかという点と、さらに水銀でありますけれども、先ほど同僚議員からも説明ありましたように、これはどんな微量でも大気汚染を通じて地上の土壌、植物に蓄積をし、やがて流水し、河川水となって水生植物、海草、魚介類等に蓄積する、これは水俣病の痛烈な教訓であるわけですが、この水銀の法規制、指針値の問題についてお答えください。

それから4点目が、今話題になっています東京都の豊洲の問題で、いわゆる地下水の、また空気の水銀濃度の関係でありますけれども、国の指針値では0.04マイクログラムと報告されておりますけれども、自主保証値はこれよりも高い0.05マイクログラムということですが、この辺をどうふうにかえるかという点についてお答えください。

(3)に入ります。一酸化炭素事故の点であります。3点伺います。

まず、1点目ですけれども、一酸化炭素はごみの不完全燃焼に発生したとされているけれども、その原因は何かということ、それから②が8月27日のごみ不足、9月23日のごみ過多と報告をされてお

りますが、これにつきまして説明ありましたが、再度何が基準か、それから具体的な運転記録、これを示して説明をお願いしたいと思います。

さらに、新ストーカ炉ということについては、ごみ量の燃焼の自動制御、こういったことも取り入れられているということでありましたが、再度その辺の自動制御と、さらには手動ということもありましたので、その辺のいわゆるやり方について説明をお願いしたいと思います。

それから、③の3点目でありますけれども、投入する全てのごみまたは汚泥等のいわゆる含水率、水分、これについてを把握されているのかどうかという点。それからさらに下水道汚泥というのは、これは先ほど答弁の中にありましたように、タクマは経験があるというようなことですが、私たち組合にとっては初めての経験でありますので、このいわゆる成分と含水量、こういったものをしっかりと調査していく、またこれを継続的に調査していくということが必要だと思うんですけども、この点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

それから、(4)ということで、事故の根本原因であります。今回のこの事故でありますけれども、確かに8月1日からいわゆるこの3カ月、4カ月ぐらいの間にもう数回のこういう炉停止、こういったものを繰り返しておるわけでありまして、やはり根本原因というのは、私たちこの間、この施設の建設・運営のときにも、さきの2月の予算議会でも指摘しましたが、試運転なしのこの4月からの操業開始、こういったことが本当に無理ではないか、こういった事故が起こるのではないかということですね、私たち指摘をいたしました。そういうことで、このいわゆる試運転なし、4月から7月までの間、操業開始がやっておるわけですけども、ここにやっぱり根本の問題があったんではないかというふうなことで、この点について伺いたいと思います。

それから、さらに7月末に、31日にいわゆる完成検査を受けて正式引き渡しを受けたんですが、この施設の完成検査結果どうだったのか、この点についても伺いたいと思います。

それから、次に第2の項目に入らせていただきます。香美町の最終処分場の安全対策についてということであります。2点伺いたいと思います。

まず1点目が、香美町の最終処分場に焼却灰、不燃物、カレット残渣などを大量に持ち込んであるわけでありまして、その成分等は把握をされているのかという点であります。

2つ目が、いわゆる香美町の処分場で発生した浸出汚水につきましては、しかるべき浄化過程を経て処理をして、4月から矢田川に放流をしております。このこととあわせて水質検査による水素イオン濃度の強アルカリ化などの問題が今発生しております。その原因でありますけれども、当施設が持ち込んだ排出残灰等があるということで、ここの責任ある対策が必要ではないかという点と、さらに水素イオン以外にも多数の有害物質の指定を行っております。例えば富栄養物質といいまして、SSという数値でありますけれども、いわゆる単独でやっていたときよりも11倍の数字も上がってきている、こういったことも今現在起こっています。そういったことで、今後水質検査とともに、この持ち込まれる焼却残灰等の検査、こういったことをしっかりと継続していく必要があるんじゃないかと思うんですけども、この点についてのお考えを伺いたいと思います。以上です。

○議長（青山憲司） 答弁願います。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 私からは、情報公開についてのご質問にお答えをいたします。

いかにも事故として扱いたいという思いのあふれたようなご質問をいただきましたけれども、先ほど来答弁させていただいているとおりです。ご質問いただいたこの5点のうち、4点は既に答弁したとおりでございますので、それにかえさせていただきますと思います。

1点、御又等々の地区あるいは近隣の小学校への報告について、あるいは竹野川下流域地区への報告についてのご質問いただきましたけれど、これもお答えしたとおりでして、事故では全くないと考えておりますし、一々お知らせするような内容ではないと考えておりますので、その必要性はないものと考えております。

その他につきましては、それぞれからお答えをさせていただきます。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まず、竣工式当日に報告がなかったということですが、8月7日竣工式当日早朝に起きた事象でありまして、その自主保証値が超過した水銀濃度がまさに正確な値なのかどうかも含めて原因究明もできてない状況の中であったために、当日の報告ができないものというふうに判断をいたしましたものでございます。

次に、一酸化炭素を不完全燃焼による発生についての原因ですが、これもさきの議員でご答弁させていただいたように、炉内の蒸気流量によって作動しておりまして、ごみが極端にごみ質が変化したことに伴って発生したものでございます。

次に、自動制御ですが、これも先ほどさきの議員で答弁させていただきましたけれども、通常は自動制御、管理値を外した場合には手動運転に切りかわるというふうなことでございます。

次に、下水道の含水量の調査ということでございます。先ほどの議員にもお答えしましたように、特にごみ量に対して10%以内であれば影響ないというふうに考えております。なお、下水道汚泥の含水率を含む成分検査については、関係市町それぞれ下水道担当部局において行われておりまして、実施された資料については提供を求めています。

次に、試運転なしの4月からの操業開始に原因があるのではないかというお尋ねですが、ことしの2月から7月までの6カ月間、確実な試運転を行っておりますので、8月からの運営開始は特に問題があるとは考えておりません。

次に、7月末までの完成検査は万全かということで、施設の引き渡しを受けるに当たり、予備性能試験、引き渡し性能試験、安定稼働試験の結果、全てにおいて組合が求めている要求水準を満足していることを、設計施工監理業務を受託していたパシフィックコンサルタンツとともに確認しており、完成検査は十分なものであったというふうに考えております。

次に、最終処分場の安全対策でございます。その焼却灰、不燃物、カレット残渣等の成分等を把握しているのかというお尋ねでございます。組合からは、香美町最終処分場へは焼却灰、不燃残渣、カレット残渣を搬入しています。ごみ受け入れ開始の4月1日から9月30日までの搬入量合計は1,984トンとなっております。焼却灰の成分については、香美町から提出を求められた項目について

既に実施しており、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第2項に基づく検査につきましては、現在実施しているところです。不燃残渣、カレット残渣の成分検査は行っておりません。そもそも不燃残渣とは、不燃ごみ及び粗大ごみを破碎したものから鉄、アルミ、可燃物を機械で取り除いて、残った陶磁器、ガラス片等であり、カレット残渣は瓶の手選別ラインで残った小さな破片及び異物の入った瓶等のことであり、成分検査を必要とするものではございません。

次に、最終処分場の強アルカリが問題というふうな部分での調査・検査の継続が必要ではないかというお尋ねです。水素イオン濃度については、香美町に問い合わせたところ、平成28年5月13日に浸出水処理施設の処理水槽で採取した試料の水素イオン濃度が9であったと聞いています。水素イオン濃度9という数字は、水素イオン濃度が酸性のゼロからアルカリ性の14までであらわされ、中性が7であることから、中性から少しアルカリ性側の数字となります。最終処分場の運営管理については、香美町と締結した覚書の第2条で、必要な作業等は香美町が行うこととなっています。したがって、最終処分場の浸出水の管理についても香美町で行われています。今回の水素イオン濃度が9となったことについては、香美町のホームページに掲載されているように、処理施設機器の一時的な不調のためであり、放流水は施設内駐留し、機器調整後に水素イオン濃度が基準値内になったことを確認し、川へ放流したというふうにお聞きしております。私からは以上です。

○議長（青山憲司） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 私からは、水銀濃度の上昇が体温計などの混入が原因としているがなぜかということなんですけども、これにつきましては、さきの議員に答弁したとおりでございます。それと、その体温計などの混入が一般廃棄物か、あるいは産業廃棄物のどちらかという問いなんですけども、一般廃棄物か産業廃棄物のどちらから混入したかは特定できませんが直接搬入されるごみはピットに投入する前にダンピングボックスに入れて中身の確認をしていますので、直接ピットに投入する計画収集のごみあるいは許可業者によって搬入されるごみの中に水銀を含んだごみが混入されていた可能性が高いものと考えております。

次に、下水道汚泥の成分検査についてなんですけども、搬入されます下水汚泥の成分検査については、それぞれの構成市町で行われております。

それと、3つ目に、国が示しています指針値についてでありますけども、この指針値については守るべき数値というふうにご認識しております。

次に、水銀濃度についての指針値と自主保証値についてのどのように評価をするかということなんですけども、これもさきの中井議員で答弁したとおりでございます。以上でございます。

○議長（青山憲司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 まず、情報公開が極端に遅いという、この部分であります。多分きょう、議員の皆さんもそうだと思うんですが、まさか竣工式のあの日に炉がとまっているというふうなことは誰も思っておりませんでした。さらに、議運の結果の、あの議運の報告を見させていただきまして、この9月までにも数回、さらにきょうのこの報告でも10月ということで、我々としてはこれまで、この施設についてはね、本当に大丈夫かという点で、いろんな視点でしとったんですが、最終的には業

者のこの提案書についても著作権ということで全くこの内容も知らせてもらってないという中で、本当に大丈夫かということで何回もお伺いしました。たしか管理者も、タクマはストーカの実績十分積んであるからまず事故は起こらないだろう、事故という言い方をしておりましたけども、そういうことを言って、まさかいわゆるこの8月からこんなことが何回も起こっていると、誰も想像しておりません。私でさえですよ、管理者、思ったんです。

だから、たとえ自主保証値にね、超えたから、しかしこの数値はしっかりと厳しい、それは当然であります。そのために今のタクマを選んだわけでありますから、当然これは守ってもらわないけんわけですけども、これがいわゆる超過してストップしたから問題ないということじゃなしに、業者がこれだけ自信持って提案したことができてないということのね、ここに我々は最大の心配しておるわけです。だから事故、いわゆる停止したことは事実でありますからね。これをただ単に、いわゆる協定書を結んだ地元だけ、地元の人も速やかに報告するということを協定にうたっている中ということになっていますよね。議会にはね、さらにおくれて、いわゆる議会報告、それも議員全員に、例えばきょうみたいにね、ちゃんと説明したということではないですね。ペーパーだけ。

それから、いろいろここまでの資料を見させていただきましたけども、地元に行っている資料と、それから施設のこの委員会ですか、地元の、ここでの中身もね、少し変わっているということで、我々としては管理者はいわゆる情報を隠してはいないという言い方されていますが、我々としてはどうしてもこの懸念は払拭できません。さらに、今、先ほどずっと管理者は、これはもう事故でないから、議会には一切報告するつもりはない、議会のたびにいわゆる業務報告というかね、そういったこと、行政報告で事足りるという言い方しておりましたけども、やはり私はそれではね、本当に納得できません。

やはり少なくともね、確かになれることは必要だと思いますけども、管理者も先ほどね、ご答弁あったように、また谷局長もご答弁あったように、この4月からしっかりと訓練してね、しっかりといい建物をもらったというね、こういったことで受けた。ところが、これがこういうことになっているということ自体は、やっぱりこれはね、幾ら言葉で言われても私たち、ちょっと納得できないかなと思っています。

再度ね、そういったことで、これがある程度安定的になればね、我々も心配しません。ただ、この立ち上げのこの段階でね、非常に心配しておりますのでね、ぜひ議会にはね、最低やっぱりこの報告をね、すべきと思いますけども、管理者、どうでしょう。

○議長（青山憲司） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 谷口議員はよほどごみ処理の現場をご存じなくって、想像されなかったんじゃないかというふうに思います。通常あり得ることです。大丈夫かとおっしゃいましたけど、大丈夫です。大丈夫だからこそ、ちゃんとモニタリングをしていて、適切な対応をして、一部そのふなれなところがありましたけれども、活性炭を入れる等の対応をし、それでも上がりそうなものについては炉を停止して、そしてまた再び運転をしていることであります。極めて適切に運転が、運営がなされています。

それから、地元へのおくれとおっしゃいましたけれども、それは先ほど来くどいほどご説明申し上げたところです。隠しているつもりはありませんし、全くおくれしていません。協定書には、速やかに原因を究明し、そして連絡をするという。したがって、原因を究明してから伝えようとした、何ら問題ありません。しかしながら、地元の方の思いとしては、わかってもわかんなくてもまず通報してほしいということでありましたので、そのようにさらに、より明確な取り決めを決めたということだけでありまして、いささかも地元との関係で信頼関係は崩れていないというふうに考えております。

ということですので、何度も何度もいかに事故に扱いたいようにおっしゃいますけれども、ごみの中というものはいろんなものが現実に入ってきます。水銀のあるような体温計を入れてはいけないということを言いますが、そうは言っても現実に入ってきている。恐らくこれまでも議員の地元でもあったはずですよ。もうチェックしてないから、そもそも日本中のほとんどの施設が問題になってないだけであって、それを私たちは今回はより地域の人たちにその安全性について安心をいただくように、水銀についてもわざわざ自主保証値を設け、チェックをし、そしてそれが上がろうとすると適切に対応して基準値内におさめる努力をしているということですので、この点についてはぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

これまでのどの施設よりもはるかに安全な運転がなされているはずであると、このように思います。

○議長（青山憲司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 管理者はね、問題ないかのように言いたいということで今のご答弁かなと思いますけれども、我々としてはね、じゃあこの事象、炉停止というね、炉が停止するという事は、やはりよほどのことだと思えます。炉を停止しないとね、まずいというわけですから。だからこれはね、本当に大変なことですよ。いやいやじゃなしに、自主保証値を上回るということ自体がね、そもそもそういう想定でね、そういうこともありますよという話、これも全くなかったですよ、我々に対して。いや、もう絶対大丈夫やから、最新だからそんなことないはずだということですね、ずっと言われてこられたので。

でね、議会に報告って何かといいましたら、やはり構成市町のね、いわゆる住民に対しての説明になるわけですから、やはり少なくとも議会にはね、やっぱり報告をぜひしていただきたいということをお求めおきたいというふうに思います。

それで、次に水銀の関係であります。いろいろ答弁をいただいておりますが、まずは1点だけちょっとこれは確認させてください。今度の水銀の排ガスの関係で、水銀体温計等の、これではないかということです。これ現認はされてないんですね。あくまで推測ですよ。この点、現認されているかどうかということ、これを一つ確認したいということでもあります。その点どうでしょう。

○議長（青山憲司） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 直接そのごみの中をあけて、その体温計の水銀あるいは血圧計があったかということまでは確認はしていません。あくまでも推測の範囲でございます。

○議長（青山憲司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 よくわかりました。それで、下水道の汚泥成分検査でありますけども、これ各市町でそれぞれ成分検査してもらっているということですが、ちょっと私、きょう手元にありますのでそういったことを見ておりませんが、どうなんでしょう、水銀がいわゆる含まれているかどうか、この辺はどうなんでしょう。

○施設整備課長（澤田秀夫） 各構成市町から持ち込まれている下水汚泥についての水銀測定をされているわけなんですけども、27年度の結果といたしまして、全ての処理場から出てくる水銀は0.0005ミリグラム・パー・リッター未満の数値というふうに聞いております。

○議長（青山憲司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 じゃあ、あるということですね、わかりました。（「どれぐらいあるのかというのは」と呼ぶ者あり）まあその議論はね、やればね、またあれですので、あくまで私は事実関係だけ確認させてもらえたらと思っています。

それから、国の基準値が0.04マイクログラム、自主保証値が0.05グラム、先ほどありましたように、国の指針値については澤田課長は守らなきゃならない基準だというふうにおっしゃいました。ただ、自主保証値は厳しくしてあると言いながら、国の基準値よりもね、いわゆる低いといいますが、こういう数字なんですけども、この辺、どうも言っていることとちょっと少し違うかなと思うんですが、この辺どういうふうに思われるのか、その点お聞かせください。

○議長（青山憲司） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 水銀につきましては、環境中の水銀による健康リスクの低減を図ることは水俣条約の趣旨からも大変重要であり、そのための指針となる数値については維持し、大気モニタリングの評価や事業者による排出抑制努力の指標として活用することは、この指針値については妥当であるというふうに認識しております。

○議長（青山憲司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 ということは、この自主保証値0.05マイクログラムですけども、これをじゃあ変えるつもりはあるんですか、その点どうでしょうか。

○議長（青山憲司） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 何についての数字かということをご理解の上、ご質問いただきたいというふうに思います。比喩的に言いますと、ここは禁煙でありますけれども、例えば橋議員がたばこを吸われると、たばこを吸われたときに排ガスが出ます。その排ガスが出る橋議員のところの基準が幾らかというのが、これがいわばこの排出基準であり、それをずっと厳しい基準で橋議員に守っていただいていますというのが、これが排出基準です。

環境基準というのは、その煙はこれの中で全部薄まります。薄まった全体の中で濃度がどうなのかというのが、これが環境基準でありまして、したがって数値だけを見れば環境基準のほうが橋議員のこの排出基準よりもむしろ低くなるというのは、これはむしろ当然であります。排出されたものがこのあたりだと10万倍に希釈されるという、そういう結果が出ておりますので、この数字が

違って当たり前なのであって、これを比べられるということはそもそも意味がないということになります。

○議長（青山憲司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 意味がない、これはいいですよ、管理者のお考えで。ただ、私たちは、先ほど法規制値がないという言い方で、ただ自主保証値でこれだけしっかり頑張ってますというお話があったんですが、失礼しました、国のね、指定値があって、だからいわゆる法という規制ではないですけどね、国の指定値があるわけですから、やはりそういうことであれば、そういうことのね、意味合いできちっと説明をされないと、先ほど私が言うたような全く知らない人がね、そういうことに陥るんではないかということで、あえてここを聞いているわけでありますので、そういうことでありますので。

じゃあ次に、一酸化炭素の関係に入らせていただきます。先ほどいろいろご説明をいただいておりますんですけども、どうなんでしょう、要するに一酸化炭素が出ているということは不完全燃焼ですよ、ごみがね。私たちが一番心配なのは、一酸化炭素の濃度が、これもこの濃度も気になっているんですが、もう一つはダイオキシンがね、このことによって温度低下がすると、ダイオキシン、管理者はいつもいわゆる香美町、それから新温泉町の、これは交代だから24時間稼働してないからという言い方されてずっとおられましたけども、もしも今度ね、そういったことになれば、ダイオキシンそのものも発生しているということになるんじゃないかなということで、極めてこの一酸化炭素の、これが自主保証値を超えて停止するということ自体ね、非常にこれはちょっととても大事な大きな問題ではないかと思うんですけども、ちょっとこの原因をお聞きしますと、攪拌のこれが操作がなかなかうまくいかなかったとかというふうなことでしておるんですけども、逆に私らから見させていただくと、確かに自動装置と手作業といろいろあるみたいですけども、そもそもごみを燃やすのがね、ここが一番の仕事ですので、それがいわゆるごみの燃やし方で酸素不足になったりというようなことが起こること自体がね、むしろきちっと今の最新式の炉でありますので、本来そういうことは最低限でできている施設ではないかと思ったんですけども、そういうことではなかったんですね、そしたら。どうなんでしょう。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 当然、先ほど答弁させていただきましたように、試運転の中でさまざまなケースについて運転をやられておりますけども、さきの議員でもお話が出てきましたけども、ごみというのは年中同じ性質のものではございません。四季それぞれありますし、地域によっても異なってきます。だからその時々合った焼却の方法によらざるを得ないということがありまして、運転の方法を変えていくというふうなことです。たまたま2月から7月までやっておりましたけども、8月以降になりますと、例えば剪定枝みたいなごみがたくさん入ってきて、これは燃えやすいようなごみになると思いますけども、そういうごみ質の変化があって、それがたまたま均一化できなくて、今の一酸化炭素の発生原因となってしまったというようなことだろうと思いますので、そういうことを防ぐために一生懸命攪拌してやらざるを得ないと思いますけども、そういう原因があ

ったということですし、要求水準、一酸化炭素がダイオキシンの発生の原因になるということはもちろんのことですけれども、法規制値については100 p p mで、この自主保証値というのが25ですので、その25を若干超えたという程度で炉停止に入っておりますので、今、ご心配いただくようなことにはならないのではないかというふうに思います。

○議長（青山憲司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それでね、これは施設運営委員会のいわゆる記録の中ではね、先ほど局長が指摘されたように大量の剪定枝がね、入ったんだということなんですけど、本当にこれで、確かに生木や、こうですからそうなのかなと思うんですけども、こういったことは例えば事前にある程度予想されて、一遍に入れるのはだめだったらその区分して入れるとか、こういったマニュアルというんか、現場でこういったことは検討されてきたのかね、その結果こういうことになったのか、全く想定せずになんかただいわゆる攪拌のこれだけのことなのか、少しその辺はね、ちょっと現場的にどういうことでやられたのかなということをおもいますが、その点どうでしょう。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 例えば、官公庁が出します海岸漂着ごみみたいなものも割と燃えやすいごみに入ってくると思いますけども、それは事前協議をさせていただいて、中の状況、ピット内の状況にもよりますけども、1日当たり搬入される台数を制限をしたりとか、例えば解体業者が木質の木くずをたくさん持って来られますけども、そういうものに対しても制限を加えたりとか、ただ一般住民の方が直接持ってこられる分については、量も知れていることからそういう制限は行っていませんけども、状況によってそういう制限はさせていただいております。

○議長（青山憲司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それでは、事故の根本原因についてちょっと改めてお聞きしたいと思っておりますけども、7月までしっかりやられたということでもありますけども、今回起こったようなね、こういう事故というのは、いわゆる4月から稼働しておったんですけども、こういったことは全く想定できなかったのでしょうか。何かもう8月の、急にこういう炉停止が起こったというふうに私たち見えてしまうんですけども、じゃあ7月までそれぞれね、本格稼働で各町それぞれここに搬入してきておるんですけども、実際やられたね、この試運転等、8月の本格的に稼働したここで大きな違いがあったのかね、私たちとしては、聞いていたのは、あくまで7月までやりながら、8月にすばっと順調にいけるようにね、しっかりやりますよというふうな説明を受けてきたんですけども、どうだったのでしょうか。それとも逆に、7月までにもこのようなことが起こっておりながら、私たちには全く報告していただけなかったということなのかね、その点はどうか。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 2月から7月末に関しては、試運転期間でありますので、規制の上限を法規制値でやっておりました。したがって、法規制値を超えるようなことはありませんでしたので、炉停止をすることはありませんでした。8月から運営を、稼働開始しましたので、地元と運営協定を締結して、その中に自主保証値を超える場合には炉停止ということが、文言が盛り込まれておりま

したので、このことが起こったときに炉を停止したというようなことをございます。

○議長（青山憲司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 じゃ、あれですか、2月から7月までの試運転期間では、法規制値だったから、法規制値を上回ることはなかったということで、だからいわゆる我々は事故と言っていますけども、そういう停止の事例がなかったというふうなことですかね。ということは、2月から7月までの間にも自主保証値をかませていけば、で見ればね、そういう炉停止になるという、こういったことはあったんですよね。したがって、こういったことがあって、8月からいよいよ自主規制使うからね、ここは気つけなあかんぞというようなね、そういったこの内部でね、協議されて対策を立てる、こういったことについては実際やられたのかどうかね、その点はどうでしょう。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まず、試運転につきましては、そういう自動制御するに当たって、いろんな条件をかませていって、どういうやり方で組んでいったらうまく動くかということの調整をやるので、そこには組み合わせによっては、本来であれば法規制値もここを制限がかからないんですけども、法的にはですよ、その法規制値という中での試運転を実施お願いをしましたけども、確かにリスクに対してどうやるんだということまで具体的に、こういうケースの場合はどうだ、ああいふケースはどうだというようなことまではやっておられないというふうに思っております。

○議長（青山憲司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 あと、性能保証の確認ですけど、排ガス性能試験、これについてはやられたということなんですが、やられたんですかね、排ガスの性能試験。これについて問題なかったのかどうか、その辺もちょっと再度聞かせてください。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 当然問題があれば引き渡しを受けておりませんので、問題がなかったから引き受けをしたと。

○議長（青山憲司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 じゃ、全く8月からの、これは想定はできなかったということですね。

それではね、次の2項目めの香美町の最終処分場の安全対策について入らせていただきますけども、ごみの成分把握については一定されているというふうなことで、焼却灰についてはされているという報告がありました。それで、ちょっと今回の水銀による炉停止ということでもありますけども、先ほどいわゆるじん灰の部分については、赤穂工場に送るんだというふうなお話だったと思うんですが、いわゆる主灰の部分で水銀が発生した主灰、これが香美町に持ち込まられておるんですよね。どうなんでしょう、そこら辺の有無について少し気になりますので、どうかということが1点お願いしたいと思います。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 水銀につきましては、沸点が気化するところの温度が356度です。焼却については850度以上で燃焼させていきますので、それは気化して今、これまでから言いましたように活性

炭に吸着して除去するということですので、主灰の中にまじって水銀が入ってくるということは、ごくわずかな量ではないかというふうに思っております。

○議長（青山憲司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 じゃ、そのことは、要するに沸点にない限り、空気中に、大気中に出ないということで、灰の中にあってもそれが大気中に出るということではないんですか。いや、ちょっと確認したいんです。主灰の中に微量でも入っていますけどね、それは灰の中に残っていると思うんだけど、それは最終処分場でね、中におってもそう問題ないということなのか。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） ちょっと訂正させていただきますけど、沸点を356度と言いましたけど、365度、訂正させてください。

従来から香美町さんでも主灰はそのまま埋められておりますので、それよりも逆に私ども活性炭を使ってそういうようなことをやっておりますので、その可能性は薄いんじゃないかなというふうに思います。

○議長（青山憲司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それで、ここの何が言いたいかというのは、今度いよいよ4月から、3月まではね、香美町単独で、香美町のいわゆる焼却灰等のほうを最終処分場に埋め立てておったんですけども、今回は北但の焼却灰等を香美町に持ち込まれて、今後5年間持ち込まれるということです。ただ、量が、先ほどいわゆる水素イオン濃度のいわゆる異常値の関係で、たまたま調整ができなかったからというようにちょっとお話があったんですが、しかし、いわゆるごみのね、持ち込み量が、絶対量が、これがもう4倍から5倍入ってきておるんですね。そのことによって、いわゆる5月からぐんと数値が上がったということで、これは香美町のいわゆる当局でも、この大量持ち込みの影響があるというふうな判断をしておられます。

そういったことで、今後入れられてくるんですが、しかし、もう一つ問題は、この4月から、3月までは焼却施設がありましたから、いわゆる浸出水の処理水は場内処理ということで、焼却場のね、冷却水等に使っておったんですが、それが今回、廃止によって要らなくなったということで、いわゆる矢田川に直接放流という、こういう手法をとってございまして、いわゆる下流域にはいわゆる水路の水源、さらにはアユの釣り場、さらには農業用水、さらには海水浴場ということで、そういう意味で非常に町民さんの中での不安があるんです。だからこういったことも含めて、今後5年間持ち込んでいただくわけでありますので、香美町のいわゆる水質の問題、これについてはぜひしっかりとした取り組みをね、していただくといえますか、先ほどのお話では、管理者はそれぞれ関係市町でね、やっていただくというふうな言い方であったんですが、やはりこういったことがありますので、ぜひいわゆる安全対策、これについてしっかりと取り組むべきと思いますけども、管理者のお考えをお願いします。

○議長（青山憲司） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） ぐんと上がったわけではないということ、まずご理解ください。強アルカリ

というふうに議員おっしゃいましたけれども、ゼロから14までの間の7が中性で、9になっただけでありまして、あえて言うと弱アルカリでしかありません。しかも、この5月からぐんとおっしゃいましたけれども、そのときだけ上がったわけでありまして、5月13日に採取されたのが9になっておりまして、それからその後は7.6、7.3、7.2、7.1ということで、中性でありまして、強アルカリにはなっておりません。このアルカリになったものにつきましては、要は酸性成分を入れて中和すれば済む話でありますので、そのような対応がなされて処理されたものというふうに考えております。したがって、くれぐれも北但からのごみが原因でぐんと上がって、そして何か香美の皆様方に迷惑かけたようなことではないと、事態をよく数字でもってお確かめをいただきたいというように思います。

○議長（青山憲司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 データをね、まず。だから私はたまたま水素イオン、これは8.6までですよ、基準が。それを超えて9になったということ、これまでね、かつてなかったんです、こんなことはね。香美町、ずっといわゆる開設以来、矢田川レインボーのそういうのなかったですから、これは少し異常ではないかということですので。

それから、あとこの浮遊物質ね、これはもう絶対的に高くなっておりますのでね、これはぐんといいますと、まさにぐんです。1以下だったのが11までね、しておりますので、この辺の数字ですのでね、これはちゃんと見て、それから私にご答弁ください。どうですか。

○議長（青山憲司） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） ぜひご自身のまちのホームページをごらんいただきたいと思うんですが、この水素イオン濃度が上がった理由がちゃんと書かれております。5月検査の水素イオン濃度、ペーハーについては、処理施設器具不調により一時弱アルカリとなったが、施設内貯留し、機器整備の後に基準内となったことを確認し、放流したというふうにご書いておりますので、これは北但のごみの問題ではなくって、処理場のほうの機器の不調の問題だったということをご理解の上、ご理解賜りたいと思います。

○議長（青山憲司） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 管理者ね、ホームページいいですよ。私は9月議会で、そこに、隣におられるね、副管理者に確認して、そういったことを認められましたので、くれぐれもそういったことだったということをご指摘して終わりたいと思いますが、最後になりましたが、どちらにしてもこの新しい施設がやはりいよいよこれ、いろいろ失敗しておるわけでありまして、くれぐれも安全で安心な施設の管理、これもぜひ議員にもね、しっかりと情報いただいて、みんなで一緒にいい施設にするために努力を私自身したいと思います。そういったことを申し上げて、質問を終わります。以上です。

○議長（青山憲司） 以上で谷口眞治議員に対する答弁は終わりました。

以上で通告に基づく発言は終わりました。

これもちまして発言通告のありました議員の組合の一般事務に関する質問は終局いたします。

暫時休憩いたします。再開は午後3時。

休憩 午後2時54分

再開 午後3時00分

○議長（青山憲司） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第3 議案ごとに質疑・討論・表決

○議長（青山憲司） これより議案ごとの審議に入ります。

報告第1号専決処分したものの承認を求めることについてを議題といたします。

専決第1号北但行政事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件を承認することに決してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） ご異議なしと認めます。よって、専決第1号は、承認することに決しました。

次に、専決第2号議決事項の一部変更について（但馬行政不服審査会設置に関する規約の制定について）の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件を承認することに決してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） ご異議なしと認めます。よって、専決第2号は、承認することに決しました。

次に、専決第3号平成28年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それでは、2点質疑をさせていただきます。

まず、第1点でありますけれども、都市計画事業認可訴訟の判決が3月23日にあったわけでありまして、これに対する管理者の評価を伺いたいと思います。

それから、2つ目でありますけれども、この弁護士成功報酬500万円でありますけれども、これが妥当かどうかということでありまして。以上、2点について質疑します。

○議長（青山憲司） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） まず、判決の評価についてお尋ねをいただきました。組合や構成市町では、

都市計画決定、またその手続に違法性はなく、都市計画決定に基づいて行われた事業認可の処分も違法でないことから、原告の請求は棄却されるべきと我々は主張してまいりました。このたびの判決は、我々の主張が認められた適切で妥当な判決であったと考えております。

それから、弁護士の成功報酬は妥当かといったお尋ねをいただきました。取り消し訴訟の判決結果と専決処分に関して、去る5月10日に開催されました議会運営委員会におきましてご報告を申し上げます。議員各位にも委員長名で報告をさせていただいております。その結果報告に記載のありますように、成功報酬は旧日本弁護士連合会報酬等基準を参考に積算をしておりました。基準となります経済的なメリットを何で試算するかということで金額が異なりますけれども、最も少額な用地補償費をベースとして積算したとしても、1,252万2,000円となります。組合では、23年度に着手金を500万円、このたび成功報酬を500万円、合計1,000万円を支払うということでございますので、成功報酬の額は適切で妥当な額と判断しております。以上でございます。

○議長（青山憲司） 以上で谷口眞治議員に対する答弁は終わりました。

そのほか質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 報告第1号専決第3号平成28年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第2号）について反対の討論をいたします。

今補正は、都市計画事業認可取り消し訴訟の判決に伴う弁護士成功報酬500万円に係る増額補正でありますけれども、判決は4キロ以上の住民の原告的確を認めず、4キロ以内のごみ処理施設建設の住民の合意を不要とし、その上、土地の強制収容を容認する不当な判決であります。その判決を弁護した弁護士の成功報酬など到底認められないので、反対をいたします。議員各位の賛同を求めて反対討論といたします。

○議長（青山憲司） ほかにございませんか。

6番浅田徹議員。

○浅田 徹議員 6番、浅田徹です。ただいま議論となっております専決第3号平成28年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第2号）について賛成の立場で討論いたします。

本処分は、3月23日に都市計画事業認可取り消し訴訟の判決の言い渡しがあり、結果、原告らの各訴えをいずれも棄却、さらには請求につきましても棄却という勝訴となりました。結果、弁護士への成功報酬への支払い義務が発生し、本年2月の16日、第96回定例会において都市計画事業認可取り消し訴訟に係る弁護士報酬を含まない平成28年度予算を可決したところでございます。今回のこの義務に対し予算の裏づけがなければ報酬協議の合意にも至らないことから、今回処分された専決第3号に係る件については適切な処理と考え、賛成するものでございます。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（青山憲司） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） 討論を打ち切ります。

これより専決第3号平成28年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第2号）を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（青山憲司） 起立多数であります。よって、専決第3号は、原案のとおり承認されました。

次に、第13号議案北但行政事務組合手数料条例制定についての質疑に入ります。質疑はありますか。

2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 間違えました、取り消します。

○議長（青山憲司） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） ご異議なしと認めます。よって、第13号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第14号議案特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 2番、谷口です。それでは、質疑1点だけお願いいたします。この中で、新設される指導員の内容につきまして、ちょっと改めて説明をしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（青山憲司） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） さきの一般質問でもお答えしましたが、サポートメンバーの核となり、環境啓発活動の企画運営に関する専門業務に携わっていただく環境啓発指導員のことでございます。来年の4月から採用を計画しておりまして、年に6回程度開催を予定しております環境啓発の企画や運営、それから今現在募集しております有償ボランティアの方々への指導、それからサポートメンバーを初めとする専門家の方々との連携、それから各種備品の管理、こういった業務をしていただくことになっております。以上でございます。

○議長（青山憲司） 以上で谷口眞治議員に対する答弁は終わりました。

そのほか質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） ご異議なしと認めます。よって、第14号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第15号議案平成28年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第3号）についての質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 1点だけお願いします。各市町の負担金のうちの地域振興部分でありますけども、この中で平成27年度分の調整というようなお話あったと思うんですが、その辺も含めてちょっと詳細説明お願いしたいと思います。

○議長（青山憲司） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 従来より地域振興計画事業につきましては、豊岡市において立てかえ払いにより実施していただいております。坊岡区内線消雪整備、市道坊岡区内線第1号改良などの平成27年度中に実施しました5事業について、入札執行による減額並びに事業の精算により香美町で283万4,000円、新温泉町で244万3,000円負担額を減額し、同額の527万7,000円を豊岡市の地域振興分として増額し、市町負担金を相殺して精算したものです。以上です。

○議長（青山憲司） よろしいですか。

以上で谷口眞治議員に対する答弁は終わりました。

そのほか質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） ご異議なしと認めます。よって、第15号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第16号議案平成27年度北但行政事務組合一般会計予算歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 2番、谷口です。それでは3点質疑したいと思います。

まず1点目ですけれども、この決算の説明の中で、顧問弁護士業務と訴訟参加委任契約費用とい

う、こういう表示がありましたけれども、ここの決算書とあわせてどの部分でこの決算額の見たらいいのか、その点説明をお願いします。

それから、2つ目であります。追加工事というふうなことで、まず1点目が3万5,000立米の残土処分の敷地地盤高1.4メートルかさ上げという、このことがあったんですけども、これはそもそも土量変化率等の見込み違いというふうなことが原因で、そのことが結局工期のおくれとなったわけでありまして、これもこの問題については、これまでの議会でも業者責任ですね、これを問うべきではないかということではありますが、そういったことをせずに増額変更されたということでもありますけれども、この辺の妥当性についてまず2点目にお伺いしたいと思います。

それから、さらに追加工事で物価インフレスライド適用の関係であります。これにつきましても、下請業者を含めた適用であれば問題はないわけでありまして、いわゆる担保がない適用であったのではないかということで、そういった点ではこの妥当性はいかなものかなということでもあります。

以上、3点よろしくをお願いします。

○議長（青山憲司） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 顧問弁護士業務と訴訟参加委任契約についてお尋ねをいただきました。顧問弁護士業務とは、組合における各種法律相談を行うために、あらかじめ顧問弁護士としての契約を締結し、27年度では総務費の委託料100万円でお支払いしているものでございます。これは22年度より予算化をしておるものでございます。

次に、訴訟参加委任契約の関係でございますが、27年度での支出はございません。支払いはございませんが、関連して職員が5回の口頭弁論に出席しておりました。金額を申し上げますと、5回で延べ15人、3万9,000円の支出を総務費のほうからしております。この件につきましては、今年の10月、定例会において谷口議員より決算額はなくとも事務は継続しているから、主要な施策に記載すべきであるというご指摘をいただきまして、掲載しているものでございます。以上でございます。

○議長（青山憲司） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 施設建設費の追加工事は妥当性があったのかということなんですけれども、議員のご指摘のとおり、進入道路敷地造成工事で約3万5,000立米の残土が発生しました。この原因については、土量変化率の違いあるいはセメント改良による増加ということで3万5,000立米がふえ、敷地造成高が1.4メートル上がりましてけれども、この3万5,000立米の残土が発生した原因については、予測できなかった事象であり、当然その分については発注者側が費用を持つというのが当然のことです。その結果、施設建設におきましても、地盤高が上がったことにより、くいの高さが変わり、あるいはくい基礎構造が変わったため、追加工事に要する費用は妥当であったものというふうにご判断しております。

それと、インフレスライドを適用していますけれども、それが何を担保をとってかということなんですけれども、このインフレスライドの分につきましては、各下請業者のほうより、元請会社より実勢価格を反映した金額で工事を請け負ってますという確認書をいただいて、その確認書を確認した

上でスライドのほうの変更契約をしておりますので、妥当であるというふうに判断しております。

○議長（青山憲司） 以上で谷口眞治議員に対する答弁は終わりました。

そのほか質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それでは、第16号議案平成27年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について反対の討論をいたします。

不認定の理由でありますけど、2つであります。

まずは、1つ目であります。都市計画事業認可取り消し訴訟を進めている最中に、ごみ処理建設整備事業を進めている決算であったということが1点目。

2点目が、敷地地盤高1.4メートルかさ上げに伴う施設配置計画、くい基礎構造見直し等の増額変更契約等につきましては、質疑の中で明らかになったように、いわゆる変化率の見込み等々を含めて工期がおくれるという中で、そういう意味では業者責任があるんじゃないかということを行いましたけども、それについては我々はそう思っても、そういう意味でまず妥当性がないということと、もう一つは、物価上昇、インフレスライド適用の増額変更契約であります。これにつきましては、先ほど答弁ありましたように、いわゆる確認書を下請業者からとっているというようなことでありますけども、この確認書はとっているけども、実際下請業者に実勢価格、さらに増額契約、こういったことはことしの2月議会での局長答弁では把握をしてないということがあったので、それをね、受けまして妥当性がないというふうに私は見ております。

以上により、認定に同意できません。議員各位の賛同を求めて認定に反対する討論といたします。

以上です。

○議長（青山憲司） ほかにございませんか。

6番浅田徹議員。

○浅田 徹議員 6番、浅田徹です。ただいま議題となっております第16号議案平成27年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、認定すべきものとの立場から討論いたします。

平成27年度決算では、施設建設工事において、進入道路、敷地造成工事による残土の対応として、敷地地盤高1.4メートル上がったことによる施設配置計画並びにくい基礎工事等の設計の見直しのため、工事の着手がおくれたため、その影響で28年3月末の施設の完成引き渡しは不可能でありましたが、試運転期間を活用した28年4月からのごみ全量受け入れという目標に向けた事業進捗が確実に図られ、着実に事業が進められた決算であると考えております。よって、本決算は認定すべきものと考え、賛成の討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（青山憲司） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(青山憲司) 討論を打ち切ります。

これより第16号議案平成27年度北但行政事務組合一般会計予算歳入歳出決算の認定について起立により採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(青山憲司) 起立多数であります。よって、第16号議案は、原案のとおり可決されました。(「議長、動議」と呼ぶ者あり)

2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 2番、谷口です。動議をお願いします。内容につきましては、排ガス事故と香美町の水質検査に関する特別委員会の設置と閉会中の議会による調査(継続審査)についての動議であります。

○議長(青山憲司) ただいま谷口議員より排ガス事故と香美町の水質検査に関する特別委員会の設置と、閉会中の議会による調査についての動議が出されました。

この動議について賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(青山憲司) ただいま動議を出されました谷口議員より動議の趣旨説明を求めます。

○谷口眞治議員 それでは、動議の説明をさせていただきます。

正式稼働したこの8月からたった2カ月間の間に、当北但のこの施設が4回も発生した排ガスによって焼却炉の停止事故が起きました。情報開示が議会にも十分にも構成市町の住民にもおくれにおくれるなど、十分ではありません。さらに、この事故原因も現認されたわけではないのに特定をしております。例えば、下水道汚泥の焼却は、この施設で初めて実施をしており、その成分は把握をされておられません。このままでは情報隠蔽の疑惑があると言っても過言ではないと思います。ここは議会のチェック機能を果たすために、事故原因の真相究明の調査と焼却灰等大量持ち込み等で問題を起こしている香美町最終処分場の水質検査を調査する排ガス事故と香美町水質検査に関する特別委員会を設置をし、あわせて閉会中の議会による調査(継続審査)することを求めます。以上であります。

○議長(青山憲司) 先ほど所定の賛成者がございましたので、本動議は成立をいたしております。

ただいま谷口眞治議員より動議の説明がございました。

日程追加 動議

○議長(青山憲司) お諮りいたします。この際、この本動議を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(青山憲司) ご異議なしと認めます。よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(青山憲司) 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

12番野口逸敏議員。

○野口逸敏議員 12番、野口です。ただいま提出されました動議に対して反対の立場から討論いたします。

排気ガスに関し、組合は地元地区と約束を堅持し、自主保証値を遵守するための炉の停止をしたものであり、また、香美町の最終処分場の設置維持管理は香美町で行われるもので、要した費用は組合が負担することになっています。水質検査については、香美町で実施されるものであり、組合議会において特別委員会と継続審査の必要はないものと考えます。よって、本動議に反対の討論といたします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長(青山憲司) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(青山憲司) 討論を打ち切ります。

これより、排ガス事故と香美町の水質検査に関する特別委員会の設置並びに閉会中の議会による調査(継続審査)についての動議を議題とし、採決を行います。

この採決は、起立により行いたいと存じます。

本動議のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○議長(青山憲司) 起立少数でございます。よって、谷口眞治議員より提出されました排ガス事故と香美町の水質検査に関する特別委員会の設置並びに閉会中の議会による調査(継続審査)についての動議は否決されました。

以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。これをもって今期定例会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(青山憲司) ご異議なしと認めます。よって、第97回北但行政事務組合議会定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後3時26分

[議長閉会挨拶]

○議長(青山憲司) 閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、去る10月14日に招集されまして、本日までの13日間にわたり、報告1件、条例2件、予算1件、決算1件の合計5件を慎重にご審議賜り、全て滞りなく議了することができましたことは本組合発展のため、まことにご同慶にたえないところでございます。

今期定例会は、運営が開始されて以降、初めての議会でありましたが、このたびの議会に対し、事務局より提出を受けた資料や報告の内容、また、本日の一般質問に対する答弁を伺い、改めて運営の難しさを知った議会でもございました。

とは言いましても、ごみ処理行政は、一日も休むことができません。今後とも安全・安心な施設運営を図るためにも、運営事業者と連携を図り、管理者を初め、当局職員におかれましては、より一層の努力をされますようお願いいたします。

終わりに当たり、豊岡市議会では、11月に臨時議会が開催され、当組合議会選出議員を初めとして、役員構成が改められると伺っております。

議員各位におかれましては、引き続き当組合議会へのご理解を賜りますとともに、どうかご自愛くださいませ、一層のご活躍を賜りますことを祈念申し上げ、簡単粗辞でございますが、閉会のご挨拶といたします。

続いて、管理者から発言の申し出がありますので、お聞き取り願います。

中貝管理者。

〔管理者閉会挨拶〕

○管理者（中貝宗治） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る10月14日に開会いたしました第97回北但行政事務組合議会定例会は、全日程を終了し、ただいま閉会の運びとなりました。組合発展のためまことにご同慶にたえないところであり、議員各位のご精励に対し、心から敬意を表します。

今期定例会には、私から5つの案件を提案いたしました。いずれも原案どおり適切なる決定を賜り、厚くお礼申し上げます。先ほどの一般質問において議員各位からさまざまなご意見、ご助言を頂戴したところですが、地元区から安心していただける施設運営を行うことが私ども組合に課せられた使命であると認識しております。

議員各位におかれましては、今後とも事業への格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。